



第3章

災害対策本部設置・ 初動対応

- 災害対策本部の動き ● 第1節
- 発災当初における釜石地方支部の対応 ● コラム
- DMATの救助対応と医療機関の活動 ● 第2節
- DMAT活動が残した課題 ● コラム
- 通信/電源/燃料/移動手段の確保 ● 第3節
- 釜石漁業無線局の活躍 ● コラム
- 消防、自衛隊などの救助活動と捜索活動 ● 第4節
- 避難所の運営にあたった教職員 ● コラム
- 支援物資の供給とそのシステム ● 第5節
- 犠牲者への対応 ● 第6節
- 被災市町村の行政機能の回復 ● 第7節
- 大槌町で起こったこと ● コラム

第1節

災害対策本部の動き

1 発災

平成23年3月11日（金）14時46分、強い揺れが東日本全体を襲った。岩手県庁全体もこれまでに経験したことがないような強い揺れに襲われる中、発災と同時に、知事を本部長とする県災害対策本部を設置した。また、総合防災室では、災害対策本部支援室設置に向けて、職員が慌ただしく動き出した。

災害対策本部支援室は、災害対策本部事務の総合調整や、防災関係機関等との連絡調整等を行いながら、災害対策本部を円滑に機能させるために設置される組織である（図3-1）。

本県には、常設のオペレーションルームといったスペースがないため、平時は会議室として使用して

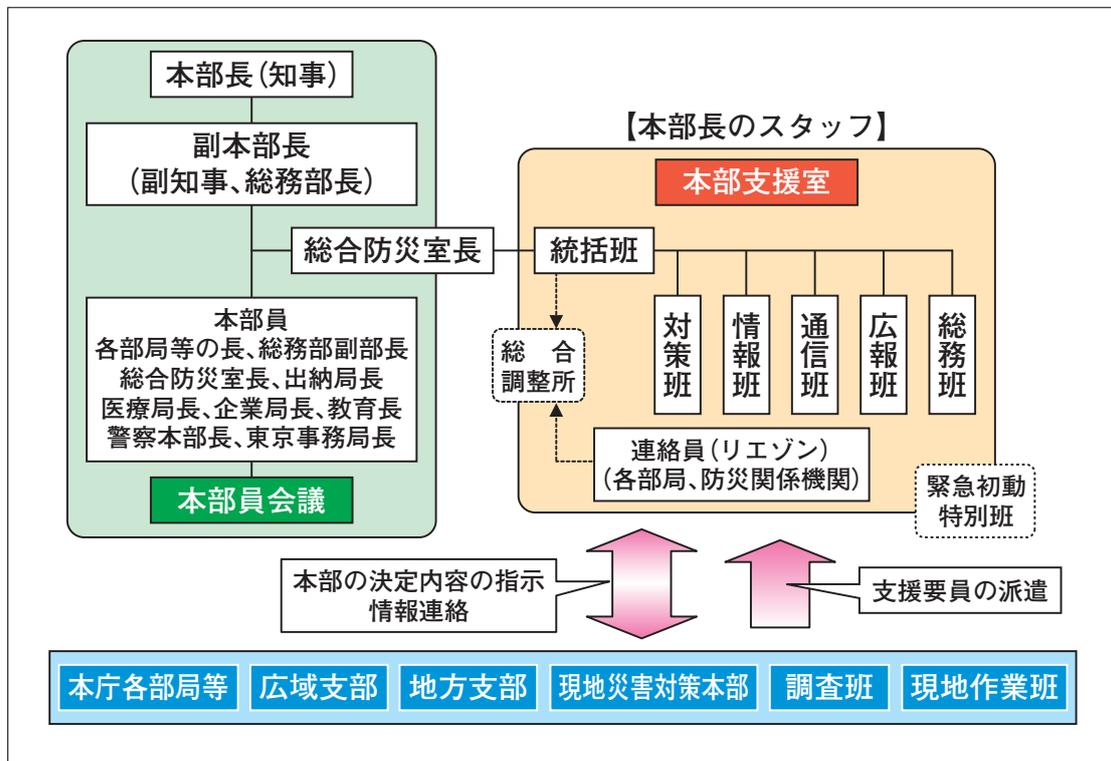
いる総合防災室隣接の会議室に、災害対策本部支援室を設置することとしており、発災直後から机の配置を換えるとともに電話等の機器を設置していった。

14時49分、気象庁が大津波警報を発表し、本県は、津波の高さ3mの予測であった。県は、14時52分に、自衛隊に対し、災害派遣要請を行うとともに、14時59分には、消防庁に対し緊急消防援助隊の派遣要請を行った。

災害対策本部支援室では、地震による被害の状況を把握するため、揺れが大きかった陸前高田市や大船渡市の消防本部に状況を照会し、その際、建物の倒壊等は見られないとの報告を受けている。

また、岩手県警ヘリコプター「いわて」は、地震発生直後の14時57分、内陸地域にある花巻空港を

図3-1 災害対策本部



(東日本大震災津波当時)

離陸し、沿岸地域の偵察に向かった。県防災ヘリコプター「ひめかみ」も、沿岸地域の偵察に向けて15時11分に花巻空港を離陸したが、内陸地域と沿岸地域を隔てるようにある北上高地の気象状況が悪化したため、沿岸地域の偵察を断念し、内陸の偵察を行った。県警ヘリコプター「いわて」は、陸前高田市や大船渡市上空を偵察し、ヘリコプターテレビシステムで津波の襲来を撮影したが、震災の影響によりシステムが一時的に不調を来したことによって、リアルタイムで県警本部や県庁に映像を送ることができなかった。

一方、県庁では、自家発電設備が稼働し、テレビ中継を見られる状況であった。15時20分頃、テレビに沿岸地域の街を襲う津波の映像が映し出され、その状況を見た災害対策本部支援室職員は、沿岸各市町村等へ電話をかけ続けたものの、電話が通じない市町村もあり、また、電話が通じた市町村でも被害の状況を詳細に把握できない状況であった。

2 災害対策本部員会議

震災から1時間後の15時45分、1回目の災害対策本部員会議を開催し、各本部員（本庁各部局長等）が収集した情報が報告されたが、津波襲来による詳細な被害状況はなお不明のままであった。本部長である知事からは、「人命最優先で対応すること」、「見えないところ、情報が来ないところにも注意をし、人命に危険が及びそうなところを最優先でケアすること」、「職員一丸となって取り組むこと」等の指示がなされた。

2回目の災害対策本部員会議は、18時に開催され、その冒頭、知事から「片山総務大臣から電話があり、政府としてあらゆる手を尽くすこと、また、市町村が機能しなくなる場合も想定されるので、県

が支援するよう助言があったこと」が伝えられた。

各本部員からは、自衛隊や警察、消防等の活動状況や道路の状況、医療機関の被災状況や対応状況等の報告がなされ、最後に知事から「徹底して人命救助最優先で活動すること」等の指示がなされた。

また、3回目の災害対策本部員会議は、21時に開催され、各本部員から、現在の活動状況や被災状況、物資の支援要請の状況等の報告がなされ、知事からは「断片的な情報しかない状況ではあるが、状況が判明したところからできることを全力で対応すること」等の指示がなされ、災害対応に県として万全を期していくことを改めて確認した。

なお、災害対策本部員会議は、1回目からすべて報道機関に公開する形で開催し、県が収集した様々な情報が、報道機関を通じて県民に提供されるよう配慮した。

3 災害対策本部支援室の対応

【震災当日(3月11日)】

災害対策本部支援室では、被災地との通信手段が限られる中、庁内各部局や自衛隊、警察、消防等の防災関係機関による情報収集に全力を挙げ、道路の状況や各部隊の展開状況、被災の状況等の情報を集め、その情報を共有した。なお、3月11日18時の時点で、連絡の取れない沿岸市町村は、陸前高田市、大槌町、宮古市、田野畑村、野田村であった。

また、このような状況の下、可能な限りの被災者救援対応を行うこととし、以下の対応を進めていった。

- ・夜間における人命救助活動等のため、自衛隊に対し夜間飛行が可能なヘリコプターの派遣を要請
- ・活動拠点確保のため、県南部の拠点を遠野市(遠



3月11日15時45分、1回目の災害対策本部員会議



3月11日15時30分頃、災害対策本部支援室内の様子

野運動公園)、県北部の拠点を葛巻町(グリーンテージ)として調整

- ・航空活動拠点確保のため、花巻空港の使用について調整。併せて、広域医療搬送のため、花巻消防本部の隊員の派遣を要請
- ・ヘリコプターによる患者の搬送先として、県消防学校を確保(以降、県消防学校は、ヘリコプター搬送拠点のほか、物資集積所、緊急消防援助隊待機所等の役割を担う)
- ・内陸地域の消防本部に対し、沿岸地域への支援を要請。また、大槌町中央公民館に1,000人が避難しているが、山火事が近づいているとの情報があり、遠野市消防本部に消火のための出動を要請
- ・物資集積拠点を「純情米いわて物流センター」に設置し、物資搬送を自衛隊に要請。また、県内で調達できない物資について、国等に調達を要請
- ・停電によりガソリンスタンドが営業できない状況であったことから、緊急車両への給油体制を確保するため、東北電力(株)岩手支店及び岩手県石油商業協同組合と連携し、電源車及び職員をガソリンスタンドに派遣

11日の23時には、災害対策本部支援室内において、庁内各部局及び自衛隊等の防災関係機関からなる連絡調整会議を開催し、今後の対応等について調整を行った。この連絡調整会議の中で、ビルの屋上等に取り残され、陸上からの救助が困難な被災者の救助活動や林野火災・街区火災の消火活動に対しては、ヘリコプターによって対応することを決定し、12日朝からの出動に向け、ヘリコプター等の運用の調整を行った。

この連絡調整会議開催時点で把握していた沿岸地

域の被害情報は、以下のとおりであった。

【陸前高田市】

- ・15:50 陸前高田市内、小友町、米崎町、高田町、気仙町が水没
- ・16:07 陸前高田市は甚大な被害
- ・16:15 陸前高田市市街地は水没

【大船渡市】

- ・17:00 津波による倒壊、300棟超える
- ・17:20 津波浸水は盛駅まで。末崎、細浦は被害甚大。綾里小学校付近100戸倒壊。越喜来は国道45号付近まで被害甚大。末崎大田団地被害甚大。建物倒壊被害甚大。消火栓が使用不能のため既存の防火水槽で対応
- ・17:20 避難所に毛布(1,000枚)、水、食料必要(自衛隊の炊き出し要請)、スーパーの対応不可
- ・18:55 屋上に避難している人が多数
- ・19:00 大船渡署：死者3人、大船渡病院：死者7人。綾里地区48人所在不明(23人中学生)。マイヤ本店には、屋上に50人が救助待ち。北日本プライウッド屋根に2人。三陸の園では30人流された。三陸ヘリポート利用不可(自衛隊は旧大船渡農業高校を使用)。火災は鎮火方向。救援物資は大船渡市立第一中学校へ、毛布が70枚しかなく避難所の物資は不足

【釜石市】

- ・17:35 海上保安部ビル2階まで浸水。4階で22人取り残されている。近くの高台に多数避難。ビルにその他の人はいない。



3月11日23時00分頃、本部支援室内での連絡調整会議



3月12日5時30分頃、本部支援室において必要な指示を出す達増知事

現在は通常程度の水位に戻っている。
5,000トン級の船が漁協の岸壁に取り残されている

- ・ 21：05 鵜住居、片岸、両石地区は、波にさらわれた。鵜住居川日ノ神橋を津波が越えた
- ・ 21：10 避難者 2,596 人、死者 1 人、怪我 6 人

【大槌町】

- ・ 17：43 大槌町中央公民館に 1,000 人避難。山火事の火が中央公民館に迫っている
- ・ 19：50 大槌町は、浸水・高波により、町内全域で非常に甚大な被害。山火事が避難場所（中央公民館）の裏側、大念寺方面と江岸寺方面で発生し、危険な状況であり、町として対応を検討中。避難者は 1,000 人以上
- ・ 21：35 吉里吉里地区は津波の襲来後火災はなし。土坂峠は通行可能。中央公民館付近の火災の恐れは遠のく



3月12日、大槌町での火災。地震の後、沿岸の各地で火災が発生

【山田町】

- ・ 17：10 火災発生、死亡 2 人
- ・ 18：30 大規模火災－大沢地区。火災－八幡地区、長崎地区。要救助多数、大浦、大沢、北浜
- ・ 19：30 県立山田病院の建物 1 階は水没、窓ガラスは全損。入院患者 42 人は 2 階で全員無事（職員も無事）、避難者 66 人。もう受け入れられない状況にある。ラジオ、ロウソク等が欲しい。火災が鎮火せず応援が欲しい
- ・ 20：00 避難者 3,000 人程度、火災発生中
- ・ 20：33 長崎 2 丁目で火災
- ・ 20：53 消防職員 2 人不明
- ・ 21：45 山田地区で火災拡大
- ・ 21：55 山田地区で大規模火災

【宮古市】

- ・ 17：30 停電中。周辺情報のみ収集可能。宮古地

区合同庁舎に 230 人避難中。食料、水が必要。連絡は衛星電話のみ

- ・ 18：25 要救助者多数。田老で火災 2 地域。被害甚大な地区多数
- ・ 18：30 宮古地区合同庁舎には 260 人くらい避難。浸水はしていない。停電中。電話は衛星のみ。消防との連絡は可能。市役所とは連絡取れない。消防の情報では、市内はまだ浸水している
- ・ 18：30 大規模火災、田老青砂利地区。要救助多数、鉾ヶ崎、重茂、音部、津軽石、高浜、金浜、田老の沿岸部
- ・ 19：35 以下の地区で非常に甚大な被害。新川町（市役所 2 階まで浸水）、愛宕、築地、磯鶏、藤原。田老町は防潮堤を越波、三鉄まで浸水。金浜のマースに 10 人孤立
- ・ 21：00 500 人超が宮古地区合同庁舎に避難。食料、水、毛布不足
- ・ 21：00 300 人超が山口小学校へ避難
- ・ 21：45 宮古市内は通行止多数。田老で火災拡大。重茂里地区、音部地区は非常に甚大な被害
- ・ 21：55 田老では大規模火災、JR 線船場鉄橋損壊

【岩泉町】

- ・ 18：20 小本駅まで浸水

【田野畑村】

- ・ 18：35 島越で非常に甚大な被害
- ・ 18：39 電気、携帯電話不可。死亡 1 人確認。行方不明者多数。羅賀、島越で甚大な被害
- ・ 20：00 流失民家 249 棟、死者 1 人、不明者 8 人、避難者 484 人

【普代村】

- ・ 17：34 役場は大丈夫。堤防より海側は甚大な被害と推測。状況はまだ把握できず
- ・ 18：15 人的被害はなし。太田名部漁港、堀内漁港、被害甚大。道路の被害情報はなし。漁船が沖合で待機中（7 隻）、連絡は取れており無事も確認

【野田村】

- ・ 17：45 村庁舎を越えて県立久慈工業高校の通路まで浸水。野田中学校、県立久慈工業高校、公民館等に避難。前浜の周辺崩落
- ・ 18：15 役場周辺一帯浸水
- ・ 20：17 村中心部は非常に甚大な被害。役場付近まで家屋流出。ブロックの下敷きで 1 人死亡。学校へ相当数の避難者。中心部の

水が引き始めている模様

- ・ 21：20 野田村中心の城内地区から海側の住宅はすべて流出。確認された死者は2人、行方不明者は多数

【久慈市】

- ・ 15：35 久慈市庁舎から津波は見えるが、詳細は不明
- ・ 15：40 津波は防波堤を越え、国家石油備蓄基地が流されたとの情報あり(未確認)
- ・ 16：20 車流され1人死亡、建物倒壊により1人負傷
- ・ 16：20 石油備蓄基地屋外タンク全域に被害あり
- ・ 18：15 津波は目視約10m。石油備蓄基地、北日本造船が流出
- ・ 18：35 暗くなったので沿岸地域の確認は不可。合同庁舎には近所の住民70人が避難

【洋野町】

- ・ 18：27 人的被害の情報なし。漁港内の道路は冠水。漁船の転覆多数、流出は相当数。住家の流出は4棟(地区不明)
- ・ 21：00 住家20棟流出。JR線鉄橋流出。漁船流出多数。人的被害なし

この調整会議は、以降、迅速、円滑な災害対応を行っていくために、随時開催していった。

【発災二日目の対応(3月12日)】

自衛隊の各部隊は、12日未明から昼にかけて沿岸市町村に到着し、市町村との連携の下、活動を開始した。また、内陸地域の消防本部の部隊も、沿岸地域において11日から救急搬送等の支援活動を始めるとともに、他県の緊急消防援助隊も被災地に入って活動を開始した。警察の部隊も、内陸地域の各署から、沿岸地域の各署へ向かうとともに、他県の広域緊急援助隊も遠野市に集結した。さらに、夜間に広域医療搬送体制を整えていたDMATも、夜明けとともに医療支援を本格化した。

このような支援体制が構築されていく中、県の災害対策本部には、被災地から具体的な支援要請が多く寄せられるようになり、その要請への対応を各機関等で調整していくことが大きな業務になっていった。しかしながら、初動期においては各機関の対応能力が限られていたこと、また、通信環境がまだ十分ではなかったことから、屋上に残り残された被災者の救出に時間を要する等、その対応には多くの困難が伴った。

また、発災二日目となる3月12日には、災害対策本部長である知事が、平野達男内閣府防災担当副大臣(当時)とともに、自衛隊ヘリコプターにより上空から沿岸被災地の状況を確認・把握した。同日18時に開催された第5回災害対策本部員会議において、知事は「失われたものは大きい、残っているものも大きい。人命救助や物資搬送の手配に全力を尽くす」との決意を、本部員に示した。さらに、この時知事は、原子力発電所の事故への対応について、マニュアル等の確認を行うよう指示している。

同日、災害対策本部では、現地における被災者の救助や医療搬送、物資搬送、道路啓開等の活動を行うとともに、(社)岩手県医師会との協定に基づく医療班の派遣要請や、国に対する保健師の派遣要請、人命救助や物資搬送のための国土交通省所管船舶の釜石港への入港の要請等を行ったほか、ツイッターやフェイスブックを活用した災害情報の提供を行っている。



被災者を救出する自衛隊員



孤立した住民を救助する防災ヘリコプター

4 国への緊急要望等

3月12日、平野達男内閣府防災担当副大臣(当時)と政府現地連絡対策室の職員がヘリコプターによる現地視察を実施し、宮舘副知事(当時)がヘリコプターに同乗して被災状況等を説明した。また、平野副大臣は、視察後、県庁において、知事をはじめとする災害対策本部員からの説明と要望を受けたが、この席上において知事は、燃料の確保等、以下の緊急要望を行った。緊急要望を受けた平野副大臣からは、積極的な支援を行っていく旨の回答があった。

【要望事項】

- 1 燃料の確保及び電力の早期復旧
 - 2 沿岸被災地への移動・輸送手段の確保
 - 3 生活必需品、医薬品等の調達
 - 4 安否確認のための人員確保
 - 5 通信手段の確保
 - 6 腎臓透析患者の移送等
 - 7 早期復旧に向けた全面的支援
 - 8 災害廃棄物の処理等に係る財政支援
 - 9 その他の支援(国庫補助金の完了確認時期や国費会計出納閉鎖期限の延長、繰越明許費の再繰越、会計検査院による会計実地検査等の延期)
- また、知事は、翌13日に現地を訪れた片山総務

大臣(当時)に対しても、同様の要望を行うとともに、14日に菅総理大臣(当時)から直接電話があった際には、燃料確保の一つに絞って要望を行っている。

発災初期には、国に対して要望すべき事項は様々あったが、災害対応を進める上で、燃料不足の問題が最大の課題となっていた。

これ以降の国の視察等の状況は、第8章第2節に掲載の来県者リストのとおりであるが、県では、政府要人等の来県の都度、本県の災害対応等にとって重要かつ必要な事項について、国に対し要望を続けていった。

なお、政府現地連絡対策室は、当初、地方職員共済組合施設・エスポワールいわてに事務所を置いていたが、その後、県議会棟会議室に事務所を移し、県災害対策本部と連携を取りながら、現地における情報収集や災害対応等を行っている。

5 地方支部の対応

沿岸地域の県災害対策本部地方支部は、停電や電話の不通、燃料不足等、様々な困難に直面しながら、被災地の情報収集や行政機能が著しく低下した市町村への支援、避難所における栄養指導、そして、現場における遺体の搬送等、実に多くの業務を行った。

また、各地区合同庁舎には、避難者が多く集まり、



3月12日、平野達男内閣府防災担当副大臣(当時)への被災状況の説明と要望

その避難者のための炊き出し等も行っている(コラム参照)。

6 被災市町村への支援

今回の大震災津波においては、通信インフラが被災し、県は、市町村との間の連絡もままならず、様々な災害対応活動に支障を来していたが、その状況は、市町村においても同様であった。このため、県災害対策本部では、通信事業者に対し、衛星携帯電話の貸出しを要請し、3月13日には、ヘリコプターを使って、衛星携帯電話を被災市町村の災害対策本部に届けた。

さらに、市町村の行政支援のため、県職員2~4人を沿岸12市町村それぞれに派遣し、住民ニーズの把握や現地での自衛隊等への協力等に当たらせることとした。この衛星携帯電話の配備や県職員の派遣により、被災状況の確認等、現地の状況把握が容易になったほか、県派遣職員による被災市町村の状況報告によって、県としての市町村支援体制の構築が加速化されていった。

また、3月15日の15時30分からは、平野副大臣出席の下、内陸地域の市町村長が出席する会議を開催した。この会議においては、県内の被害状況や県としての対応状況を報告するとともに、知事自ら、内陸地域の市町村長に対し、沿岸地域の市町村に対する支援を要請した。これにより、県と内陸市町村とが一体となった支援が加速していくこととなった。

7 制度にとらわれない対応

知事は、災害対応に当たる職員に対し、折に触れて、「被災者に寄り添うこと」、「答えは現場にあること」、「現場力を発揮すること」など、災害対応のあり方、方向性を示した。県災害対策本部では、こうした本部長である知事の指示の下、被災地の状況に応じ、これまでの災害法制や制度等にとらわれず、現場の課題を解決するために何をなすべきかを考え、臨機応変に、かつ、現場解決型の対応を心掛けていった。

この一例として、被災者の内陸地域への一時移送がある。この一時移送は、避難所生活が長期化していく中で、生活場所を内陸地域のホテル等に移し、心身ともに疲弊していく被災者の生活環境を向上させることを目的に実施したものであり、職員が避難所を回って、希望者を募り、希望者にはバスを用意して移動してもらった。こうした対応は、当初、災害救助法による救助として想定されているものではなかったが、制度にとらわれることなく実施すると

ともに、国へも要望を行った結果、国庫負担の対象となった。この内陸地域への一時移送については、被災者から感謝の声が寄せられている。

また、応急仮設住宅の建設についても、早急な建設に向けた民有地の借上げやバリアフリー化等をいち早く実施し、これも後に災害救助法による国庫負担の対象とされた。

8 一斉搜索

3月18日、自衛隊、警察、消防、海上保安部の各機関が合同で、被災地の一斉搜索を行った。発災以降、人命救助を何よりも優先して被災地での搜索活動を行ってきたが、地震発生から1週間が経過し、行方不明者の生存の可能性が極めて低くなったことから、この一斉搜索をもって、現地での活動の重点を、被災者の生活支援やがれき撤去などの応急復旧活動に移行することとした。

この一斉搜索で収容された御遺体は、172体であった。

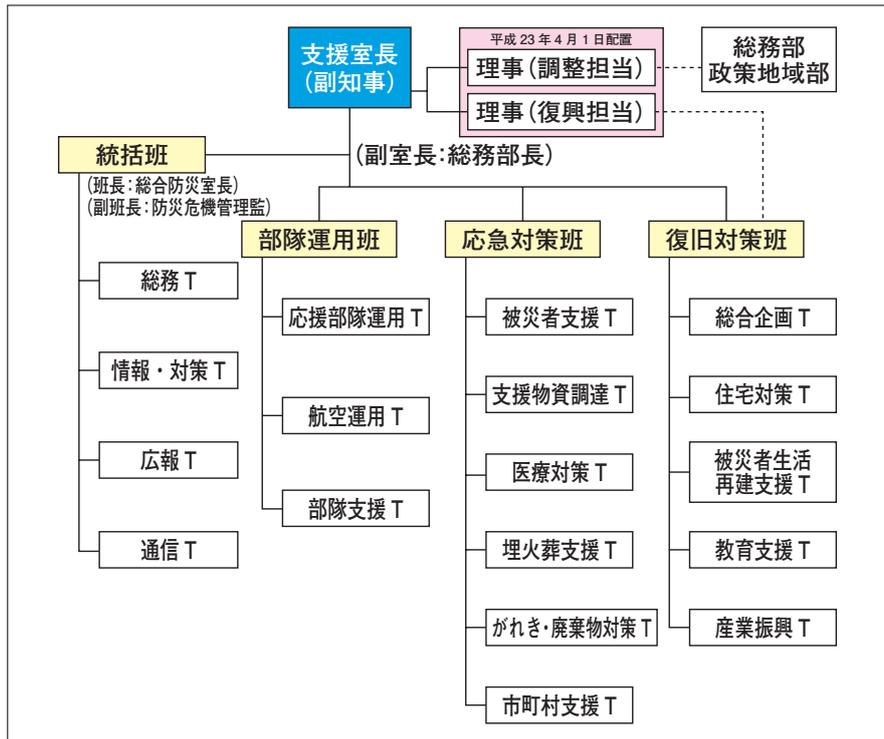
9 災害対策本部支援室の組織改編

災害対策本部支援室は、災害対策本部長の意思決定を補佐する役割を担うが、今回の大震災津波は、大規模な災害であるが故に、災害対応業務も多岐にわたり、また、災害対応に関係する機関等も多く、従来の支援室体制では、対応が困難な面があった。このため、3月25日に、班編成を見直し、各班に個々の業務に対応するチームを配置するなど、新たな体制を構築し災害対応に当たった(図3-2)。

10 報道機関への対応

発災当初から、災害対策本部員会議は、報道機関に公開しており、会議後には、知事の記者会見も実施していた。また、災害対策本部支援室においても、一定の範囲までは報道機関の入室を制限せず、取材にも柔軟に応じていた。一方で、時間が経過するに従って、知事の記者会見における報道機関からの質問内容が、災害対応に係る細かな部分にまで及ぶようになった。このため、3月18日からは、県政記者クラブにおいて「記者レク」を実施して、総合防災室防災危機管理監が災害対応の状況等を説明し、また、細かな部分についての質問はこの場において対応した。これらの対応によって、災害対策本部と報道機関との関係は、円滑に進んだものと考えている。

図3-2



※ T はチームの略（平成 23 年 3 月 25 日現在）

陸上自衛隊感謝式

発災直後から、県内全域で人命救助やインフラの応急復旧活動、被災者支援等、広範にわたる災害対応業務に従事してきた自衛隊も、7月24日の県内市町村における災害支援活動終了をもって、本県におけるすべての活動を終了することとなった。

津波によるがれきが街を埋め尽くし、雪の降りしきる過酷な状況下での人命救助や行方不明者の捜索、そして、交通網が寸断された中での物資輸送活動、道路啓開をはじめとした応急復旧活動等、さらに、各避難所における炊き出しや給水、入浴支援、「お

話伺い隊」による傾聴活動等のきめ細かな被災者支援活動等、自衛隊の長期にわたる被災者に寄り添った献身的な活動は、被災者を勇気づけ、被災地に元気と希望を与えた。

県は、7月26日に開催した災害対策本部員会議において、自衛隊に対し、撤収要請を行うとともに、これまでの自衛隊の活動に感謝するため、同日、県庁正面玄関前で、多くの職員や関係者の出席の下、自衛隊への感謝式を行った。知事は、感謝の言葉とともに、「今回の災害は、自衛隊の支援活動なくしては対応できなかった」と述べており、自衛隊の活動がいかに重要であったかを物語っている。



県庁前で行われた自衛隊感謝式(平成 23 年 7 月 26 日)



知事等が見送る中、撤収する自衛隊

12 災害対策本部の廃止

8月11日、発災から5ヵ月目のこの日、第49回災害対策本部員会議が開かれ、ライフラインが全面的に復旧したこと、物資も地域での独自調達が可能となったこと、応急仮設住宅がすべて完成したこと等、災害応急対策は一段落したと認められる状況にあること、また、同日開催の岩手県議会本会議において、復興基本計画が議決されたことにより、復興対策が本格的に始動することから、災害対策本部を廃止することを決定した。

今後の大震災津波に係る対応等については、岩手県東日本大震災津波復興本部を中心として対応することとし、また、災害対策本部廃止後の災害対応については、総合防災室内に「東日本大震災津波に係る岩手県災害対応連絡調整本部」を設置し、災害対応に係る関係部局間の連絡・調整等を行うこととした。

今回の大震災津波に係る災害対策本部員会議の開催状況は、以下のとおりである。

【災害対策本部員会議開催状況】

3月11日	15:45	第1回本部員会議
3月11日	18:00	第2回本部員会議
3月11日	21:00	第3回本部員会議
3月12日	09:00	第4回本部員会議
3月12日	18:00	第5回本部員会議
3月13日	09:00	第6回本部員会議
3月13日	18:00	第7回本部員会議
3月14日	17:00	第8回本部員会議
3月15日	17:00	第9回本部員会議
3月16日	17:00	第10回本部員会議
3月17日	17:00	第11回本部員会議
3月18日	17:00	第12回本部員会議
3月19日	17:00	第13回本部員会議
3月21日	11:00	第14回本部員会議
3月22日	17:00	第15回本部員会議
3月23日	17:00	第16回本部員会議
3月24日	16:00	第17回本部員会議
3月25日	16:00	第18回本部員会議
3月26日	16:00	第19回本部員会議
3月28日	16:00	第20回本部員会議
3月30日	09:45	第21回本部員会議
4月1日	09:45	第22回本部員会議
4月4日	09:45	第23回本部員会議
4月6日	09:45	第24回本部員会議
4月8日	09:45	第25回本部員会議
4月8日	18:00	第26回本部員会議
4月11日	09:45	第27回本部員会議
4月13日	11:00	第28回本部員会議
4月15日	09:45	第29回本部員会議
4月18日	09:45	第30回本部員会議
4月20日	09:45	第31回本部員会議
4月22日	09:45	第32回本部員会議
4月25日	09:45	第33回本部員会議
4月28日	09:45	第34回本部員会議
5月2日	09:45	第35回本部員会議
5月6日	09:45	第36回本部員会議
5月11日	09:45	第37回本部員会議
5月18日	09:45	第38回本部員会議
5月25日	09:45	第39回本部員会議
6月1日	09:45	第40回本部員会議
6月7日	09:00	第41回本部員会議
6月15日	10:00	第42回本部員会議
6月22日	10:00	第43回本部員会議
6月30日	09:30	第44回本部員会議
7月5日	13:30	第45回本部員会議
7月13日	09:15	第46回本部員会議
7月20日	10:30	第47回本部員会議
7月26日	09:00	第48回本部員会議
(自衛隊撤収要請)		
8月11日	15:10	第49回本部員会議
(災害対策本部廃止)		

第3章

災害対策
本部設置・
初動対応

コラム

Column

発災当初における
釜石地方支部の対応

岩手県監査委員事務局

監査第二課総括課長 佐藤和彦

(当時：沿岸広域振興局経営企画部管理主幹)

1 地震発生

地震による停電で避難を呼びかける庁内放送もできない状況であったが、職員、来庁者は自主的に外に避難していた。外は小雪が舞っていたが、ワンセグでテレビを見ていた職員が「市場が津波でやられた！釜石駅まで来ている！」と叫ぶ声が聞こえた。もしも、津波が釜石地区合同庁舎まで押し寄せたらと思うと、防災担当課長として、ぞっとする思いであった。

2 地方支部の設置と燃料・食料の確保

電話がまったくつながらず、県庁にも連絡がつかない状況であったため、衛星携帯電話を準備し、地方支部を立ち上げた。地方支部は、当面の間、衛星携帯電話の感度が最も良い県税室を使用することとした。

一方で、保健福祉環境部長が「県立釜石病院の自家発電を止めてはならない。燃料の確保を」と訴えていた。合同庁舎の自家発電にも同様の問題がある。そして、災害対応は長期に及ぶであろうことは容易に想像でき、対応に当たる職員の食料を確保する必要もあることから、燃料と食料の確保のため、遠野市に職員を向かわせた。遠野市に向かった彼らは、燃料と食料を調達して戻ってきた。特に遠野市のガソリンスタンドから軽油が届いたときは、感謝の一言だった。

3 合同庁舎に避難してくる住民への対応

合同庁舎は避難所に指定されていないが、地域の中で、唯一電気が点いている建物であったことから、住民の方々が避難してきた。ここで、昨年、庁舎内に災害ベンダー（災害対応型自動販売機）を設置したことが生きた。数に限りがあったため、一人一本ではあったが住民に飲み物を提供することができた。

以降、合同庁舎1階には、避難所情報の掲示や相談コーナー、避難者名簿閲覧コーナー、尋ね人情報コーナーなどを設置して、住民からの相談や情報提供の場として活用した。釜石地区では、市役所や警察、消防などの主要な施設が被災したため、合同庁舎に多くの住民が訪れた。

4 釜石市から伝えられる惨状

19時を過ぎた頃、盛岡市に出張していた釜石市職

員が、合同庁舎にやってきた。出張に使用していた公用車には防災無線がついており、合同庁舎に向かうよう指示があったとのことだった。釜石市防災課長と連絡がとれたことを喜ぶのも束の間、防災課長から伝えられる内容は想像を絶するものであった。「鵜住居全滅！両石全滅！」、当時、合同庁舎から沿岸地域へ向かう道路は通行止となり、現場には行けない状況であったため、防災課長が伝える内容をにわかには理解できない状況であった。

続いて、「避難所で水も食料も足りない。県で何とかできないか」「赤ん坊がいる。紙おむつとミルクを調達できないか」との要請があり、広域振興局長の指示により、直ちに物資集めが始まった。合同庁舎の水道は使える状況で、乾パンの備蓄もあったが、紙おむつとミルクがなかったため、職員が市内の店を回って確保し、深夜になって、局長を先頭に物資を積んだ車が避難所に向けて出発した。

5 職員一丸となった災害対応

釜石市及び大槌町の要請や災害対策本部の指示により、特命事項のあった土木部と保健福祉環境部の職員を除く、すべての職員は、避難所や遺体安置所、市町の災害対策本部等に派遣され、対応に当たったほか、支援物資の受取対応など、突発的な事務にも対応していった。各部署にそれぞれの人員を割り振るのだが、すべての職員が文句を言わずに、全力で対応に当たった。

当初は、遺体安置所での作業によって職員のメンタルに影響が及ぶことが懸念されたが、結果的に、メンタル面を含めて最も大変だったのが、緊急車両にガソリンを供給するスタンドでの交通整理であった。3月末で廃業予定だったガソリンスタンドの協力で、供給場所を確保できたものの、燃料不足が深刻化していく中であって、一般車両運転手とのトラブルが続発した。燃料問題はその確保だけでなく、どのように供給していくかも大きな課題である。

大槌町から公用車が津波で流され、業務に支障が出ているとの報告があり、各部署から各1台・計5台の車両を提供することとし、まだ山火事の煙が残る林道を通して、大槌町中央公民館に届けた。被災地の惨状を目の当たりにしたのはその時が初めてであり、その光景は今でも忘れられない

第2節

DMATの救助対応と
医療機関の活動

1 発災直後のDMAT派遣要請

14時46分の発災直後、県は災害対策本部を設置。15時45分に第1回災害対策本部会議を開き、被災地の状況確認と人命救助のための体制と方策を講じることとし、17時57分、空路による救援活動を確保するため花巻空港に広域医療搬送拠点 SCU (Staging Care Unit) の設置を打診した。

災害対策本部では、発災直後から電話やインターネット回線を通じて、厚生労働省の DMAT 事務局に何度も連絡を試みていたが、つながらない状態が続いた。結局、DMAT 事務局に派遣要請の連絡が取れ、派遣要請が完了したのは、11日の17時30分だった。

17時45分、EMIS (広域災害救急医療情報システム) を介して、厚生労働省から全国の DMAT (Disaster Medical Assistance Team・災害派遣医療チーム) に派遣要請が伝達された。

「岩手 DMAT」も出動体制を整え、17時には県立中部病院 DMAT が釜石の被災地に、また、いち早く来援した秋田・青森の DMAT には盛岡市内の災害拠点病院に参集するよう指示した。花巻 SCU は、12日朝から受入れの見込みが立った。

また、沿岸被災地から患者を搬送してくるヘリコプターが、花巻空港に集中して降りられない事態を想定し、矢巾町にある消防学校のヘリポートを確保

するとともに、盛岡赤十字病院 DMAT に対して、対応するように指示した。同日 20 時 35 分、盛岡赤十字病院の救護班が消防学校に dERU (仮設診療所) を展開。花巻 SCU が開設されるまでのミニ SCU として、ここに搬送された患者は、消防機関の救急車とドクターカーにより、岩手医科大学と盛岡赤十字病院を中心に搬送することとした。

2 トップで展開された統括運営

「岩手 DMAT」として、平成 17 年から順次、各病院で DMAT チームがつくられ始めていたが、岩手・宮城内陸地震では、災害対策本部が DMAT の活動を把握しきれず、有効な連携活動ができなかった。

今回、県の災害対策本部に DMAT を含む医療チームが参画したのは、過去の轍を踏まず、有効な救急医療を実現するための方策であり、災害対策本部支援室における配置においても、医療チームを中央に位置するようにレイアウトされた。

DMAT のすべての活動を指揮・コントロールする統括 DMAT には、県立中部病院の眞瀬智彦医師と岩手医科大学の秋富慎司医師が選任された。今回の震災は被害が甚大で、一人だけでの調整は不可能と判断し、2トップ体制としたものであり、国の DMAT 事務局や災害医療センターとの交渉は秋富医師が、岩手県内の医療機関との調整や交渉、航空



県 DMAT 調整本部において打合せを行う DMAT



SCU に参集する全国の DMAT (花巻空港)

機搬送の対処は、県内での医療経験が長く、ネットワークも広い眞瀬医師が主に担うこととした。

3 岩手方式によるDMAT活動の開始

11日深夜から翌朝にかけて、国の要請を受けた全国のDMATチーム（チームは、医師1人以上、看護師1人以上、事務1人の合計4～5人で構成されるのが一般的）が、参集拠点の岩手医科大学附属医院へと次々に来援した。本県には、29都道府県の128チームが参集（表3-1）し、各地の災害拠点病院やSCUを拠点に、トリアージや応急処置、病院支援などの活動が展開された。

また、3月12～19日に、SCUに運ばれた患者は191人にのぼり、うち16人が北海道や東京都、秋

田県へ県外搬送されている。発災から1週間の主な動きは以下のとおりである。

[3月11日]

「岩手県DMAT調整本部」設置

- ・14:46 東日本大震災津波発災。岩手県災害対策本部に「岩手県DMAT調整本部」を設置
- ・17:22 DMATの集合場所を岩手医科大学に決定
- ・17:30 厚生労働省のDMAT事務局に派遣要請完了
- ・18:20 盛岡赤十字チームに対し消防学校にミニSCUを設置するよう指示
- ・20:02 県立大船渡病院から酸素ボンベの支援要請。翌朝ヘリコプターで搬送することを

表3-1 本県で活動した各都道府県DMATチーム一覧表

都道府県名	チーム名	チーム数
北海道	・旭川医科大学病院 ・北海道医療センター ・札幌医科大学附属病院	6
青森県	・八戸市立市民病院DMAT ・十和田市立中央病院DMAT ・弘前大学医学部附属病院 ・五所川原市立西北中央病院	7
秋田県	・平鹿総合病院DMAT ・秋田県立脳血管研究センターDMAT ・山本組合総合病院DMAT ・秋田組合総合病院DMAT1 ・秋田組合総合病院DMAT2	10
茨城県	・茨城西南医療センター病院DMAT	1
群馬県	・国立病院機構 沼田病院 沼田DMAT	2
埼玉県	・埼玉医科大学国際医療センター チーム1 ・自治医科大学附属さいたま医療センター	4
千葉県	・君津中央病院DMAT	2
東京都	・東京医科歯科大学医学部附属病院	1
神奈川県	・横浜労災病院DMATチーム ・神奈川DMAT藤沢市民病院1 ・神奈川DMAT藤沢市民病院2	6
新潟県	・村上総合病院DMATチーム ・新潟県立新発田病院 ・下越病院DMAT	5
富山県	・黒部市民病院DMAT	2
山梨県	・富士吉田市立病院DMAT	1
石川県	・金沢大学附属病院チーム	2
長野県	・国立病院機構長野野病院DMAT ・諏訪赤十字病院 ・伊那中央病院DMAT ・飯田市立病院DMAT ・長野県立木曾病院DMAT	10
岐阜県	・岐阜県総合医療センター	2
愛知県	・愛知医科大学病院ドクターヘリチーム ・名古屋第二赤十字病院	3
滋賀県	・大津赤十字病院 ・彦根市立病院 ・大津市立病院	6
京都府	・国立京都医療センター ・京都市立病院	3
大阪府	・国立病院機構 大阪医療センター ・大阪府立急性期・総合医療センター ・大阪府立中河内救命救急センターDMAT ・大阪府済生会 千里病院 DMAT1 ・大阪警察病院DMAT ・大阪市立大学医学部附属病院 第2次DMAT ・大阪大学医学部附属病院 ・関西医大Aチーム(関西医科大学附属滝井病院)	16
兵庫県	・兵庫県災害医療センターDMAT ・兵庫県災害医療センターDMAT2 ・国立病院機構 姫路医療センターDMAT ・神戸大学医学部附属病院DMATチーム1 ・神戸大学医学部附属病院DMATチーム2 ・兵庫医科大学病院 ・兵庫県立相原病院DMATチーム	13
奈良県	・奈良県立医科大学附属病院 DMATチーム2 ・奈良県立奈良病院DMAT	3
和歌山県	・県立医科大学附属病院DMAT ・公立那賀病院DMAT	3
鳥取県	・鳥取大学医学部附属病院チーム1	2
島根県	・日本赤十字社島根県支部 益田赤十字病院DMAT	1
岡山県	・岡山県済生会DMATチーム(岡山済生会総合病院) ・川崎医大DMAT1(川崎医科大学付属病院)	4
山口県	・山口県立総合医療センター ・独立行政法人国立大学病院機構 山口大学医学部附属病院	4
徳島県	・徳島県立中央病院DMAT① ・徳島県立中央病院DMAT② ・徳島赤十字病院DMAT	6
高知県	・高知医療センターDMAT	2
宮崎県	・都城市医師会病院DMAT1	1
合計		128

決定

- ・ 20 : 35 盛岡赤十字病院の救護班が消防学校に dERU(仮設診療所)を立ち上げ
- ・ 20 : 44 岩手医科大学参集の八戸市民病院 DMAT にヘリコプターで県立大船渡病院へ酸素ボンベ(500ℓ × 3本)の搬送を要請(12日 07 : 40 出発)
- ・ 23 : 48 12日早朝から 20 隊の DMAT を現場に搬送し、被災者の救助にあたること、また、重篤患者をトリアージした後、重症患者は搬送することを決定。その対応のため日本赤十字社に 10 隊の DMAT を要請

[3月12日]

花巻 SCU 立ち上げ・全国から DMAT 参集

広域医療搬送：花巻空港→新千歳空港(4人)

- ・ 00 : 30 県立大東病院の医師から「院内の患者 24 人を県立胆沢病院に搬送完了」との連絡
- ・ 01 : 05 宮古・大船渡の両県立病院から「既にオーバーフロー状態で患者の受入れは難しい」との連絡。各 2 隊の DMAT を陸路で宮古・大船渡の両県立病院に出動させようとしたが、県立宮古病院までの陸路ルートが未確認のため中止。県立大船渡病院に 3 隊の DMAT を出動 (02 : 40 出発)
- ・ 03 : 00 県災害対策本部から、DMAT など緊急車両用燃料は県指定の給油所に対応しよう連絡
- ・ 06 : 30 県外からの DMAT は県立中部病院に参集させることに決定

- ・ 07 : 30 花巻空港に 24 隊の DMAT が到着。統括を県立胆沢病院として「花巻 SCU」を立ち上げ
- ・ 07 : 40 県立大船渡病院へ向かうヘリコプターで酸素ボンベを搬送し、同機で溺水患者をピストン輸送することに決定
- ・ 11 : 43 県立宮古病院に 57 人 (トリアージ赤 11・黄 46) が搬送されたと連絡あり。トリアージ赤の 11 人を花巻 SCU に搬送することに決定
- ・ 11 : 45 各県立病院から要請を受けた支援物資を花巻 SCU からヘリコプターで搬送
- ・ 11 : 58 県立二戸病院にいた DMAT を県立宮古病院に移動するよう要請
- ・ 12 : 58 釜石市立大平中学校から重症患者 3 人のヘリコプター搬送の要請
- ・ 14 : 05 県立宮古病院から広域搬送の要請。県立釜石病院から股関節脱臼患者の広域搬送の要請
- ・ 15 : 55 胆沢 DMAT から県立高田病院で不足している毛布補充の要請
- ・ 17 : 20 花巻 SCU にいる患者 15 人 (トリアージ緑 3・黄 12) の受け入れを県立中部病院・北上済生会病院・花巻温泉病院に要請
- ・ 18 : 57 県立宮古病院から血胸・脾臓破裂患者の搬送要請。岩手医科大学が受け入れることを確認
- ・ 21 : 55 「岩手 DMAT 県調整本部」ミーティング。通常 72 時間対応を基本とする DMAT 活動の撤退について協議。明朝、DMAT に対し、帰隊の有無を確認。明日の活動は、①衛星携帯電話を所持している ② EMIS に入力を継続している



花巻空港内に設置された SCU の様子



搬送された患者の応急処置とトリアージを行う DMAT (花巻空港)

③岩手 DMAT 県調整本部の指示に従うチームの3条件でチームの選出をすることを確認

[3月13日]

広域医療搬送：花巻空港→羽田空港(6人)

- ・07:30 「岩手 DMAT 県調整本部」全体ミーティング実施
- ・08:28 DMAT による広域医療搬送について、陸路を利用する場合は直近災害拠点病院へ、空路を利用する場合は花巻 SCU から県外へ搬送することを確認
- ・08:33 ドクターヘリの県立大船渡・県立宮古病院への出動を要請
- ・09:40 県災害対策本部と岩手 DMAT 県調整本部で協議した結果、DMAT の活動継続を決定。広域医療搬送の拠点は花巻 SCU に一本化し、消防学校(ミニ SCU)に展開していた盛岡赤十字病院開設の dERU(仮設診療所)を撤収
- ・11:10 福島県から DMAT の派遣要請
- ・11:30 各地で活動している DMAT が自主撤退しないよう岩手 DMAT 県調整本部から DMAT 事務局に通達を依頼
- ・12:26 県立大船渡病院から切迫妊婦をヘリコプターで消防学校(ミニ SCU)に搬送。受入れは日本赤十字 DMAT に要請
- ・12:45 宮城県の病院倒壊の情報が入ったため、ICU 患者 30~40 人を花巻 SCU 経由で搬送することに決定
- ・13:30 宮城県の石巻赤十字病院の患者を本県のチームで広域医療搬送することに決定。受入れは日本赤十字社・岩手県支部が担当

- ・14:26 県立大船渡病院から肝破裂ショック男性がヘリコプター搬送され、岩手医科大学で受入れ
- ・15:45 県立大槌病院から県医療局あてに、入院患者 30 人について県立大槌高等学校へ移送済みの連絡。それを受けて医療局より、大槌高校の患者を内陸の病院に搬送するための DMAT 派遣の要請
- ・18:10 広域搬送・域内搬送 6 人搬送入

[3月14日]

広域医療搬送：花巻空港→秋田空港(3人)

- ・08:02 県立釜石病院から患者 2 人を花巻 SCU へ域内搬送したいとの要請。県立釜石病院にいる 4 隊の DMAT11 人を自衛隊のヘリコプターで搬送したいとの要請を受け自衛隊に打診(08:55 海上自衛隊からヘリコプター搬送の承認あり)
- ・08:40 盛岡市内のデパート地下で爆発事故発生の情報
- ・10:02 盛岡市内のデパート地下の爆発事故で負傷者 20 人(トリアージ赤 3・黒数名)の情報。「岩手 DMAT 県調整本部」は広域搬送の可能性も視野に対応
- ・10:48 津波発生情報が県庁に入ったため、県内で活動中の DMAT に一斉通告メールで告知。県立大槌病院に DMAT 出動を検討していたが、危険度が高いため延期
- ・10:50 津波発生情報は誤報との連絡
- ・11:50 県立大槌病院から患者 3 人を花巻 SCU に搬送。妊婦 1 人はドクターヘリで県立中部病院へ搬送
- ・12:03 県保健福祉部・医療局・岩手医科大学・



県立宮古病院に参集した DMAT による打合せ



患者が広域医療搬送されるときの様子(山田町)

日本赤十字・医師会が打ち合わせ

DMAT は活動を継続し、被災地の医療関係者を休ませる体制を講じた

- ・ 12 : 48 県立宮古病院からドクターヘリで県立中部病院に患者 1 人を搬送
- ・ 13 : 31 イギリスのレスキュー隊が大船渡市に到着
- ・ 16 : 50 DMAT から大船渡市の避難所に慢性疾患の患者が多く薬が底をつき始めているとの報告
- ・ 19 : 15 ドクターヘリが福島市立病院から花巻 SCU に患者 3 人を搬送

[3月15日]

広域医療搬送：花巻空港→秋田空港(3人)

- ・ 07 : 05 県立釜石病院から患者搬送の依頼があり、ドクターヘリが出動(07:45)
- ・ 10 : 15 SCU ホットラインを立ち上げ
- ・ 10 : 30 DMAT 事務局から次の連絡あり
 - ・ 宮城展開の 4 隊を岩手に向かわせる(後に 3 隊に訂正)
 - ・ 明日夕方に DMAT すべてを撤収予定だが、本当に継続の必要性ありか

[3月16日]

DMAT の継続活動

広域医療搬送の対象となる患者の発生見込みが少なくなったことから、調整機能のみを残し SCU の規模を縮小。ヘリコプター搬送が必要な患者は消防学校のミニ SCU で対応することに決定

- ・ 09 : 40 徳州会グループの災害医療協力隊(TMAT)が到着
- ・ 10 : 55 岩手県庁から DMAT 事務局あてに正式に DMAT 継続要請
- ・ 13 : 45 県立宮古病院の電気、ガス復旧。水道は給水車が対応

[3月17日]

岩手 DMAT は陸路で患者を病院間搬送

- ・ 01 : 00 TMAT から、大船渡保健所の依頼により大船渡市の規模の大きいリアスホールの避難所で活動するとの報告
明日以降の DMAT 活動から医療救護班への引継ぎについて検討

[3月18日]

花巻 SCU 撤収

- ・ 09 : 00 岩手 DMAT 県調整本部会議。今後の DMAT 活動を県医師会に引き継ぐことを協議
- ・ 10 : 10 県医師会・岩手医科大学とミーティング
- ・ 14 : 06 岩手県内の医療ニーズを確認し花巻 SCU 撤収宣言
- ・ 16 : 00 宮城県防災航空隊から 7 人の患者をヘリコプター 2 機で県立磐井病院へ搬送するとの報告
- ・ 16 : 30 山田町から消防学校に搬送した患者を岩手医科大学へ域内搬送

[3月19日]

DMAT 調整本部撤収

- ・ 10 : 00 県医師会と打合せ
- ・ 17 : 15 消防学校のミニ SCU を撤収。以後ヘリコプター搬送が必要な場合は、県立中部病院ヘリポートを拠点とすることを決定
- ・ 19 : 20 県災害対策本部の岩手 DMAT 調整本部は本日をもって撤収。今後の医療救護の業務は、災害対策本部医療班に引継ぎ

4 ヘリコプターの運用

県災害対策本部が今回の大震災津波でいち早く SCU を立ち上げ、広域医療搬送を実施できたのは、関係機関との連携や支援体制が確立できていたからである。他県から派遣された DMAT の本県への参集は、青森県や秋田県からは陸路であったが、それ以外の多くの都道府県チームは、伊丹空港や新千歳空港から自衛隊の航空機での参集となった。

3月12日に空路を使って本県入りした DMAT は、以下のとおりである。

- ・ 新千歳→花巻(自衛隊機：5 チーム 24 人)
- ・ 伊丹→花巻(第 1 便自衛隊機：13 チーム 69 人)
- ・ 伊丹→花巻(第 2 便自衛隊機：13 チーム 69 人)
- ・ 伊丹→花巻(第 3 便自衛隊機：12 チーム 58 人)
- ・ 伊丹→花巻(第 4 便自衛隊機：11 チーム 55 人)

3月16日には、航空自衛隊入間基地から花巻空港に 4 チーム 14 人が入った。大阪府と北海道から投入された DMAT には、主に花巻 SCU の運用を担ってもらうこととなった。

他県から派遣されたチームは、地元の地理や病院・消防の施設に関して不慣れなため、県立胆沢病院の DMAT に花巻 SCU に入ってもらい、さらに

花巻市消防本部と消防団にも協力を依頼した。また、盛岡市から奥州市までの病院間に必ず何台かの救急車が待機している状況が作られた。

被災が広範囲に及んだ今回の震災では、沿岸地域の主要道路は全面通行止となり、また、内陸地域と沿岸地域を結ぶ283号・343号なども全面通行止や片側通行の状況が続き、沿岸地域への車両での支援活動は困難であった。

このため、県災害対策本部はできる限りのヘリコプターを確保するため、国に出動要請を行ったものの、被災が広範囲に及んだことから、本県で運用可能なヘリコプターは限られていた。

県災害対策本部は、各県の消防防災ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター、ドクターヘリを目的別に運用することにした。現場や病院へのDMATの輸送や患者などの搬送は、主に消防防災ヘリコプターが担い、孤立地域からの救出や支援物資の輸送、火災の消火等には自衛隊ヘリコプター、医療従事者と医療機器を装備したドクターヘリは重症患者に対応した。

なお、本県では、①旭川赤十字病院（3/13～3/15）、②愛知医科大学病院（3/12～3/15）、③前橋赤十字病院（3/12～3/15）、④岐阜大学医学部附属病院（3/12～3/14）、⑤埼玉医科大学総合医療センター（3/12～3/14）、⑥高知医療センター（3/13～3/14）、⑦八戸市立市民病院（3/13～3/15）の7機のドクターヘリが活動した。

ヘリコプターの運用は、SCUが設置された花巻空港を拠点に展開された。

5 病院間の連携とDMATによる支援

本県では、従来から県立病院を中心とした災害時における連携ネットワークが構築されており、今回の震災でも、そのネットワークが有効に運用された。

大槌町や山田町、陸前高田市は、地元の病院のほとんどが津波で壊滅し機能しなくなったため、発災後2～3日目に、入院していた患者を内陸地域の病院に搬送するミッションが展開された。この時にも、県内の南北・東西を軸とする連携ネットワークが効果的に機能し、最終的には、約1,400人が陸路、空路で内陸地域に搬送された。

県立釜石病院は病棟の壁にひび割れが生じ、倒壊のおそれがあったため、3月15日に入院患者200人余りを分散して岩手中部地域等の病院に搬送した。この時、DMATが県立釜石病院の支援に入り、搬送業務に尽力している。

県立宮古病院は、被災してライフラインが止まった県立山田病院の患者を受け入れ、内陸地域の病院へ分散搬送を行った。この際には、DMATが県立宮古病院の病院支援に入り、救急搬送される外傷患者の治療や自衛隊ヘリコプターで岩手医科大学に搬送される長期入院患者の引継ぎなどにあたっている。

内陸地域の病院の受入れ体制は、極めて良好であったが、受入れ側の病院では、自家発電設備の燃料が不足し、電気の供給に不安が生じるなどの問題もあった。



3月12日、救助活動が本格化。ヘリコプターも発進に備える。

6 日本初のSCUを拠点とした広域医療搬送

今回のDMAT活動では、日本で初めてSCUを拠点とした県外への広域医療搬送が展開された(図3-3参照)。

県は、以前に行ったアンケート結果から、県内にある11の災害拠点病院に受け入れられる重症患者数は50人程度であり、災害拠点病院以外の病院を含めても、多くて100人程度の患者しか受け入れられないと捉えていた。しかし、今回の大震災津波では、重症患者(赤のトリアージに該当する患者)は100人を超えると予測されたことから、県災害対策本部は広域医療搬送を国に要請することを決定した。

広域医療搬送の第1機目が飛んだのは、国への要請から29時間後の3月12日19時55分であった。また、今回の対応では、慢性期の患者を搬送するケースもあり、搬送に対する判断には様々な困難が生じた。

一方、今回のDMATの対応で、岩手県は宮城県から数百人単位の患者を受け入れたほか、ヘリコプターや医療チームも派遣した。

震災における広域医療搬送の概要は以下のとおりである。

【広域医療搬送の概要】

- ・搬送患者の収容地域
宮古市：11人

- 大船渡市：11人
- 陸前高田市：39人
- 釜石市：29人
- 大槌町：32人
- 山田町：15人
- 石巻市：6人
- 気仙沼市：3人
- その他：6人
- 不明：39人
- 合計191人

・性別

男性101人 女性90人

・年齢

最年少は0歳で最高齢は100歳

平均年齢は54.4歳

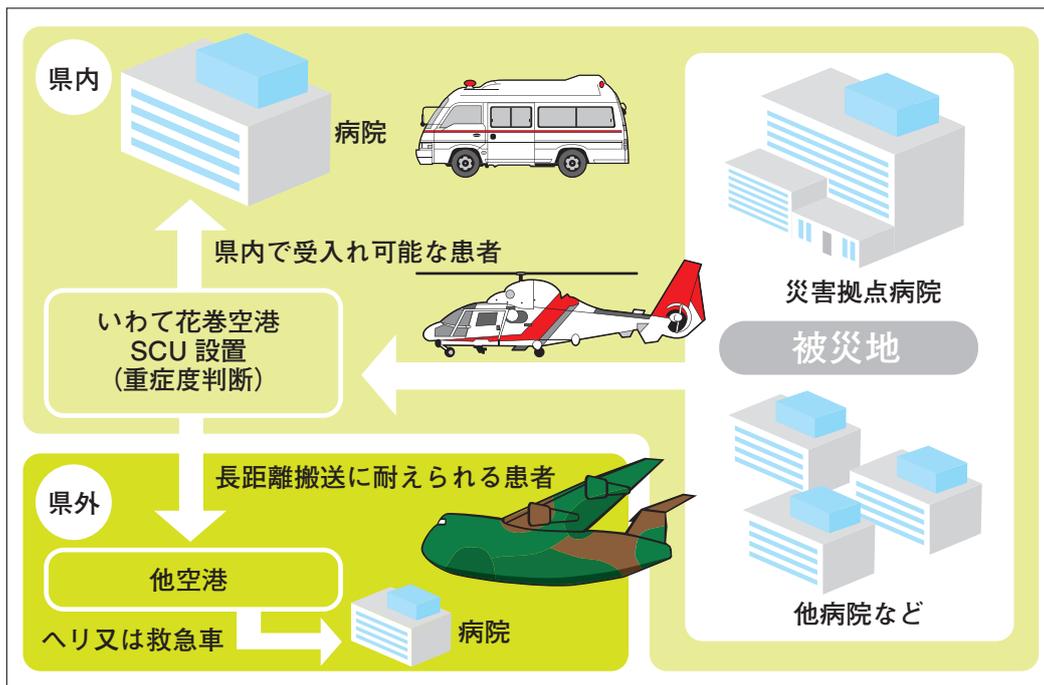
・主な病状

骨折(疑いを含む)14人、肺炎14人、透析14人、溺水10人、頭部外傷7人、体幹四肢外傷6人、妊婦6人、頭部背部打撲3人、腎不全3人、糖尿病3人、イレウス3人、DIC2人、脳梗塞2人、低体温症2人、胸水2人、急性呼吸不全2人 等

・県外に広域医療搬送された患者

- 北海道へ4人(男性2人、女性2人)
- 東京都へ6人(男性4人、女性2人)
- 秋田県へ6人(男性1人、女性5人)

図3-3 広域医療搬送のイメージ図



7 9日間に及んだDMATの活動期間

全国から岩手県に入ったDMATの活動は、3月11日から3月19日の9日間に及んだが、これほどDMATの活動が延長された前例はなかった。

厚生労働省のDMAT事務局から「なぜ岩手だけそれほどDMATが必要なのか」と指摘もされたが、沿岸被災地を中心に、多くの医療機関が被災し、また、医薬品や医療資機材が不足する状況下において、DMATに撤収されれば、医療体制はさらに混乱をきたすと考えたためである。

また、DMAT撤収後の対応について、県災害対策本部は、医療救護班の派遣を各都道府県等へ要請し、医療活動に切れ目が生じない体制づくりを目指した。さらに、医療救護班が到着するまでの間はDMATの活動延長により、被災地における医療体制の確保を図った。

関西広域連合をはじめとする各地の病院では、

DMAT撤収後に被災地で医療活動を行う医療救護班が結成され、被災地医療のために来援した。県災害対策本部は、被災地の現場がまだまだ混乱する中であって十分なフォローができないと判断し、医療救護班に対して長期、継続的な活動、さらにDMATと同様、自己完結型の活動を要請した。

県内のDMATがすべて撤収した3月19日、岩手医科大学の高橋智医師を本部長とした「いわて災害医療支援ネットワーク」が立ち上がった（「いわて災害医療支援ネットワーク」の運営については、4章3節の「医療・社会福祉施設の復旧」を参照）。

Column

DMAT活動が残した課題

秋富慎司 | 岩手医科大学附属病院 高度救命救急センター

東 日本大震災津波では、全国から大きな支援をいただいた。支援に頼るばかりでなく、自分たちの力による本来の復旧を目指して、前例のない方策を講じ、実践し、現在もその活動は続いている。

だが現実には厳しい。沿岸被災地の医療機関の多くが津波にのまれ、医療機能が著しく低下した。別の場所に仮設診療所を建て、医療を続けている医師もいれば、廃業を決めた医師、岩手を離れた医師もいる。

この震災は、もともと医師不足だった本県の医療体制に大きなダメージを与えた。震災前の水準まで戻すには、さらに様々な方策とその実行力が求められる。だが別の見方をすれば、相手の顔が見えるネットワークの中で医療活動が行えるという意味では、本県は恵まれているかもしれない。今回のDMAT活動でも、どの地域のどの医師が何を求めているかを具体的に把握できたことで、有効な支援を提供できた場面を多々見てきた。

DMAT活動を振り返って思うことは、情報収集

を自衛隊だけに任せるのではなく、医療チームも調査ヘリコプターに同乗して、被災地の様子を積極的に把握できればよかったということ。医療者の立場から被災地を見れば、もう少し有効な作戦が立てられたのではないかと思う。情報網の確立と「災害の見える化」が、いま最も急務とされる。通信手段の確保は問わずもがなである。現在、岩手県では、県内のDMAT専用の衛星携帯電話を追加で整備している。さらにDMATの活動に必要な資機材の一つとして、DMAT専用車の導入も検討している。全国でもDMATが専用の車を所有しているところは多くない。今回全国から派遣されたDMATには、病院が所有するものではない大型のワンボックスで被災地に向かったチームもあった。

通信/電源/燃料/
移動手段の確保

1 固定電話回線等の通信設備の被災

【NTT 東日本】

3月11日の発災直後、NTT 東日本管内の固定電話は約150万回線が不通となった。NTT 東日本では、通信インフラに関する自然災害の被害想定を阪神・淡路大震災を基準に震度7対応としているが、今震災では津波による被害が甚大であった。被災地全体では、16ビル（岩手県7）が破壊、浸水12ビル（岩手県5）、計28ビル（岩手県12）が機能を停止し、県内一帯の通信ネットワークをはじめ、固定電話が不通となった。

通信ビルと通信ビルをつなぐ中継伝送路も、広範囲にわたって被害を受けている。NTT 東日本では、約90ルートの中継伝送路が断線した。

宮城県石巻市から岩手県宮古市に敷設されていた光ファイバーも約280kmにわたって断線した。

電柱は津波による流出や地盤沈下により傾倒し、地下管路も津波による冠水や土砂崩れにより、アクセス回線が各所で切断・損傷した。電柱の被害は、阪神・淡路大震災では約3,600本だったのに対し今回の大震災津波では約2万8,000本にのぼる。

電話線の流出・損傷の被害は、阪神・淡路大震災で約330kmだったのに対し、今回の大震災津波では沿岸地域のみで約2,700kmにも及んだ。阪神・淡路

大震災では、約28.5万回線の被害だったが、今震災ではその5倍の約150万回線と、被害も広域にわたっている。復旧に要した時間は約50日（原発エリア・避難エリア除く）となっているが、阪神・淡路大震災では約2週間で全面復旧（建物・家屋の全壊、焼失以外）している。

また、通信が可能だった地域から被災地あての通信が集中して、通信ネットワークの処理能力をオーバーする輻輳状態も広範囲にわたって発生した。

さらに通信ビルや中継伝送路の損壊、ケーブル切断に加え、長期間に及ぶ停電が復旧を遅らせた。通常、NTT 東日本の通信ビルは、停電に備えて、非常用蓄電池や自家発電装置を備えているが、今回の大規模停電は、想定していた停電の規模を凌ぐもので、移動電源車のための燃料の調達にも時間を要し、非常用蓄電池が放電・枯渇したためサービスの提供ができなくなったビルもあった。

今震災では、こうしたさまざまな要因が重なって、通信サービス中断が、広域、長期間に及ぶ結果となった。

本県の沿岸被災地では、野田ビル（野田村）、宮古ビル、津軽石ビル、田老ビル（いずれも宮古市）、山田ビル（山田町）、大槌ビル（大槌町）、鶴住居ビル、釜石大町ビル（いずれも釜石市）、大船渡ビル、三陸ビル、細浦ビル（いずれも大船渡市）、陸前高



被災した NTT 山田ビル

田ビル（陸前高田市）が被災しサービスが中断した。

特に被害の大きかった野田ビル、田老ビル、山田ビル、大槌ビル、鶴住居ビル、陸前高田ビルは、津波によって、ビルそのものが全半壊している。

沿岸地域の通信の中継伝送路は、海岸線に沿って敷設されていたが、陸前高田市の国道45号の気仙大橋が落橋し、橋下に設置されていた光ケーブルの中継伝送路も流出・切断し、気仙川の川越しによる仮復旧をするまでサービス中断となった。大船渡市では、三陸鉄道の線路に沿って敷設されていた中継伝送路が線路ごと流出・切断している（図3-4）。

【携帯電話・PHS】

被災地に設置されていた携帯電話会社の基地局も地震・津波により多くが損壊・水没し、大船渡・釜石・宮古・久慈エリアを結ぶ太平洋ルートの中継伝送路が断絶したため、これらに接続しているNTTドコモ、KDDI au、ソフトバンクもケーブルが復旧するまで携帯電話などの通信が不通になった。

NTTドコモの無線局については、電源の途絶や装置故障が発生し、3月12日17時時点で6,720局がサービスを提供できない状態となった。岩手県内

では220局の中継無線局がサービスを停止している。KDDI auは3,680基地局、ソフトバンクモバイルは3,786基地局で機能が停止しており、NTTドコモ、KDDI au、ソフトバンク、イー・モバイル及びウィルコムとの5社合計で最大約29,000局が停波した。

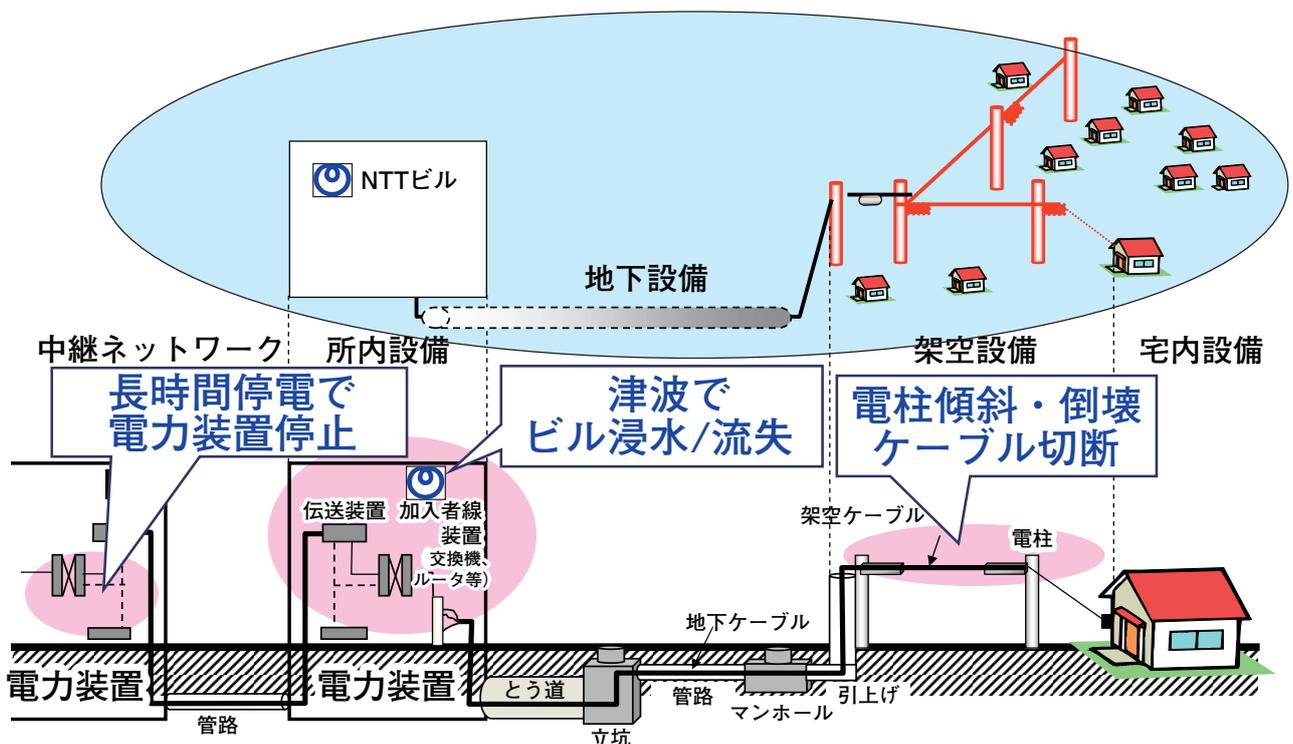
2 防災行政情報通信ネットワークシステム等の障害

【防災行政無線による避難誘導】

気象庁による津波警報及び大津波警報は、3月11日14時49分に発表されたが、沿岸市町村のJ-ALERT（全国瞬時警報システム）で大津波警報を受信したのは、宮古消防署、大船渡市、野田村及び洋野町のみで、釜石市と宮古市は、J-ALERTによる大津波警報を受信できなかった（その他の市町村が受信できたかどうかは不明）。

防災行政無線は、各自治体と地域住民を結ぶ通信網の一つで、平成24年12月現在、県内の33自治体それぞれに設置されており、有事の際には、屋外拡声器や各戸に設置した受信機を介して情報が通報されるようになっている。今震災においても、各自

図3-4 NTT 東日本の設備構成と被災の概要



治体は防災行政無線を通じて大津波警報の発表を伝送しており、津波が到達するまでの間、地元の警察や消防団とともに避難誘導を呼びかけていた。しかし、一部では、バッテリーの老朽化やスピーカーの不調などの理由から、津波警報を放送できなかった拡声器もあった。

【防災行政情報通信ネットワークシステム】

県は、平成3年度から「岩手県防災行政情報通信ネットワーク整備事業」を展開し、既設の防災行政無線の機能強化を進め、地域衛星通信ネットワークを利用した「防災行政情報通信ネットワークシステム（衛星系：以下 VSAT）」を整備し、平成6年から運用を開始している。また、県は、全県に及ぶ通信設備の状況把握と通信インフラ復旧の調整にも注力してきた。県が管理している VSAT は、震度9程度、風速80mにも耐えられる設備だが、整備してから20年ほど経過しているため、常時、監視を行い、異常を発見した場合は、県内の該当箇所に保守員を派遣して対応してきた。また、年に一度、通常点検を行い、故障を未然に防ぐ体制をとっている。

今震災では、発災翌日の12日から13日にかけて、通信業務を委託している業者を被災市町村に派遣して、VSATの点検や電源の確保にあたらせた。

大槌町、陸前高田市では、これらの設備が津波による流出、損壊で使用不能となった。釜石市、大船渡市、宮古市は、停電のため使用不能となり、復旧までに2日から長いところで2カ月半を要することとなった。

被災市町村と県災害対策本部の通信班との通信に関しては、普代村は庁舎が停電になり一般回線は不通となったが、予備電源を備えていたため、発災直後から連絡が可能であった。また、被災を免れた沿岸消防本部とは、VSATの通信設備を介して通常どおり情報のやりとりが可能であった。

VSATの通信設備は、通常使用する機会が少ないこともあり、回線が使用可能でも使い方を把握していなかったり、電源が確保できなかったりという理由から、十分に活用できなかった市町村もあった。大船渡市は、たまたま1カ月前にVSATを使った試験通信をしていたこともあり、発災当日から活用が可能であった。

機器が損壊を受けず、電源さえ確保できれば、VSATの通信設備は使用可能だったと思われ、常時から衛星通信設備の理解と使用方法を各自治体に告知する必要性も浮き彫りになった。

沿岸地域の市町村に設置されていた VSAT の被害及び復旧状況は以下のとおりである。

【VSATの被害状況】

- 陸前高田市：津波により流出
- 大船渡市：停電のため3月13日まで通信不可
- 釜石市：停電のため4月26日まで通信不可
- 大槌町：津波により流出
- 山田町：予備電源で3月11日に復旧。
その後3月14日までの間に散発的に障害が発生
- 宮古市：停電のため3月15日まで通信不可
- 岩泉町：停電のため3月12日まで通信不可
- 田野畑村：3月12日まで通信障害
- 普代村：予備電源で3月11日に復旧
- 野田村：停電のため3月13日まで通信不可
- 久慈市：予備電源で3月11日に復旧
- 陸前高田市消防本部：津波により流出
- 大船渡地区消防組合消防本部：停電のため3月12日まで通信不可
- 釜石大槌地区行政事務組合消防本部：津波により流出

また、本県では各自治体や大学・病院などを結ぶ「いわて情報ハイウェイ」を構築してきたが、この情報通信基盤も庁舎の損壊や機器流出、ケーブルの断線により寸断され、大船渡、釜石、宮古の各地区合同庁舎や沿岸地域の市町村、消防本部などとの通信が途絶えた。陸前高田市、大槌町、山田町などの沿岸市町村の回線が復旧するまでには1カ月半を要している。

沿岸地域の市町村に設置されていた「いわて情報ハイウェイ」の被害及び復旧状況は以下のとおりである。

【いわて情報ハイウェイの被害状況】

- 大船渡地区合同庁舎：庁舎損壊・ケーブル断線のため4月1日まで通信不可
- 釜石地区合同庁舎：庁舎損壊・ケーブル断線のため3月16日まで通信不可
- 宮古地区合同庁舎：庁舎損壊・ケーブル断線のため3月21日まで通信不可
- 陸前高田市：庁舎損壊・ケーブル断線のため通信不可。本復旧時期未定
- 大船渡市：庁舎損壊・ケーブル断線のため5月19日まで通信不可

- 釜石市：庁舎損壊・ケーブル断線のため4月30日まで通信不可
- 大槌町：庁舎損壊・ケーブル断線のため5月15日まで通信不可
- 山田町：庁舎損壊・ケーブル断線のため4月13日まで通信不可
- 宮古市：庁舎損壊・ケーブル断線のため3月25日まで通信不可
- 岩泉町：庁舎損壊・ケーブル断線のため3月22日まで通信不可
- 田野畑村：庁舎損壊・ケーブル断線のため3月29日まで通信不可
- 普代村：庁舎損壊・ケーブル断線のため3月29日まで通信不可
- 野田村：庁舎損壊・ケーブル断線のため3月29日まで通信不可
- 久慈市：3月11日まで通信不可
- 洋野町：3月11日まで通信不可
- 陸前高田市消防本部：ケーブル断線のため5月8日まで通信不可

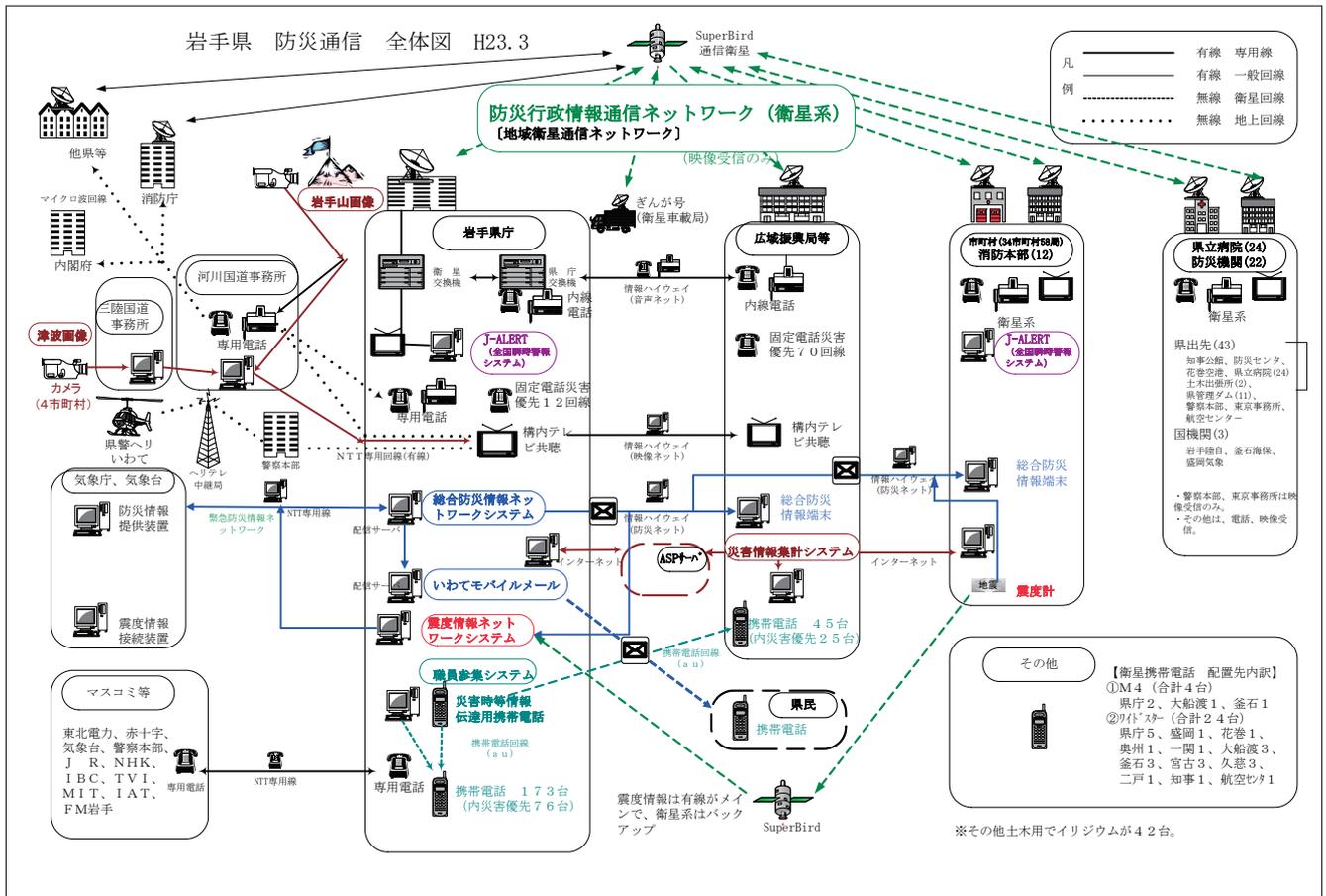
- 大船渡地区消防組合消防本部：ケーブル断線のため5月8日まで通信不可
- 釜石大槌地区行政事務組合消防本部：ケーブル断線のため4月4日まで通信不可
- 宮古地区広域行政事務組合消防本部：ケーブル断線のため3月25日まで通信不可
- 久慈地区広域行政組合消防本部：3月12日まで通信不可

3 衛星携帯電話の確保と通信インフラの復旧

【衛星携帯電話の貸出し要請】

3月13日、片山善博総務大臣及び鈴木克昌総務副大臣（いずれも当時）が視察に訪れた際、県災害対策本部は片山大臣に衛星通信装備及び衛星携帯電話の貸出しを要請した。総務省の要請により携帯電話事業者から衛星携帯電話10台が岩手県災害対策本部に提供された。借り受けた衛星携帯電話は、翌

東日本大震災津波発生時における岩手県の防災通信全体図



日の14日、自衛隊の協力を得て、被災市町村に搬送し、その後、追加で調達した39台は、遠野市3台、陸前高田市4台、大船渡市3台、住田町2台、釜石市3台、大槌町4台、宮古市4台、山田町4台、岩泉町3台、田野畑村3台、野田村3台、普代村3台とそれぞれに配備した。さらに13台を調達し、県医療推進課、教育委員会事務局、地域振興室にそれぞれ配備した。3月29日には、総務省から携帯用ラジオ1万台が被災地あてに提供された。

【一般電話のインフラ復旧】

復旧の進捗は、各市町村によって様々であり、比較的早く復旧したところもあれば、約2カ月間を要した地域もある。

NTT東日本では、NTT東日本グループや、NTT西日本をはじめとするグループ会社、通信建設会社からの支援を受け、6,500名体制により、復旧に全力で取り組んだ。

また、緊急時の通信確保の取組として、ポータブル衛星装置（39台）や衛星携帯電話（219台）を避難所等に設置するとともに、移動電源車（101台）についても、NTTグループ各社の支援の下、広域に配備した。

NTT東日本岩手支店では、上記の支援を受け、1,500名体制により沿岸被災地の復旧作業に当たり、



NTT西日本が山田町に開設した特別公衆電話サービス

3月15日に洋野町、久慈市、3月24日に宮古市、岩泉町、普代村、3月29日に田野畑村、3月31日に住田町、4月1日に大船渡市、4月2日に釜石市、野田村、4月3日に大槌町、4月5日に山田町、4月13日には陸前高田市の一般回線を復旧した（図3-5）。一般回線については、釜石市を拠点に沿岸部の回線網を敷設し直した。

また、NTT東日本岩手支店では、3月12日から野田村、田野畑村、宮古市、大槌町、山田町、釜石市、大船渡市、陸前高田市等の被災地17市町村に、ポータブル衛星装置や衛星携帯電話による特設公衆電話を設置し、通信の確保を図るとともに、社員が被災された方からお預かりした伝言を、親戚等の相手先にお届けする「伝言お預かり活動」にも取り組んだ。

【携帯電話のインフラ復旧】

携帯電話会社で最も復旧が早かったのは、NTTドコモで、3月11日に久慈市と洋野町（通話制限あり）で復旧し、最も復旧が遅かったのは大槌町の3月27日であった（図3-5）。KDDI auは、3月12日～3月31日までの間に復旧、ソフトバンクは、3月12日～4月10日までの間に復旧した。暫定復旧まで最も時間を要したのは、山田町であった。

県災害対策本部では、混乱している被災地に直接事業者が入ることで、各自治体に負担が及ぶのを回避するため、各携帯電話会社が被災地に導入する中継車の配置先や工事日程の調整を行った。また、複数の携帯電話会社の工事スケジュールの調整も行った。

並行して、被災地のインフラが落ち着くまでの間、電話関係機関に災害対策本部に常駐するよう要請し、現地の情報を集め、災害対策本部と共有することで、復旧の効率を上げることを目指した。

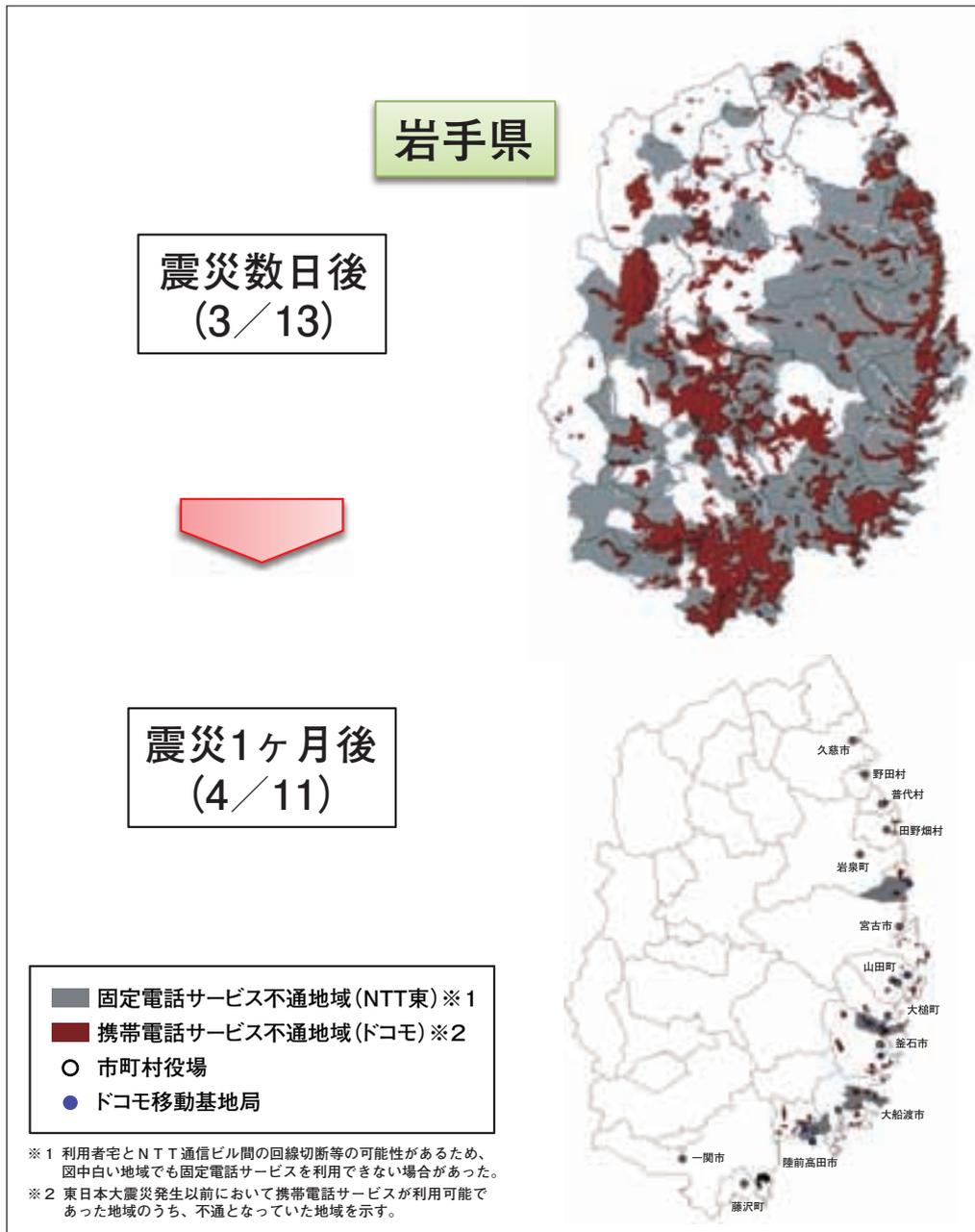
NTTドコモは、3月15日、携帯電話3台と可搬型基地局を宮古市立山口小学校敷地内に配備し、避難者に通信サービスを提供している。さらに同社から無償提供されたソーラー式携帯電話充電器（試作品1,000台）を大槌町や山田町、宮古市、大船渡市等の被災市町村に配布した。

3月16日には、ソフトバンクから50台、KDDI auから数百個の携帯電話充電器を受領し、田野畑村等の被災市町村に配布した。

4 防災機関の通信機能と対応

本来、警察や消防、自衛隊、自治体が所有するへ

図3-5 NTT 東日本及び NTT ドコモにおける不通地域解消状況



リコプターで使用する無線機の周波数は異なる。しかし、各ヘリコプターには、それぞれの機関が専用で使う周波数の他に、緊急時などの使用を前提として、防災相互波等の周波数の割り当てを行うことができ、また、航空無線としての共通波をもちあわせている。県では発災前から互いに使用する周波数を決めていたため、今回の震災では、自衛隊、警察、消防の各機関でヘリコプター間の周波数を共有することができ、県内全域での救援活動に極めて有効であった。

また、海上保安庁が発災翌日から提供を始めたカラー画像データは、消防や救援活動に必要な人員や

装備、対応の優先順位の判断にも役立った。

【自衛隊の通信体制】

自衛隊は、陸海空の各部隊が複数の無線機能を備えて活動したが、無線の電波は通信範囲が限られているものもあり、また、今回の震災では、被災が広域に及んだことや本県の地理的な影響のため、通信機能が阻まれるケースもあった。

自衛隊の救援活動においても、衛星携帯電話は有効であり、衛星携帯電話を備えている自治体とは発災初日から通信が可能であった。



田野畑地区に設置された自衛隊の無線中継基地

【警察の通信体制】

震災により警察の通信施設も被害を受けており、無線中継所の倒壊はなかったものの、無線アンテナの損壊や湾曲などが発生した。活動に必要な情報通信の維持には、警察独自の無線多重回線に対応する応急用のアンテナ設置などを施しているが、今震災では、被災地を中心に停電が長期化したため、非常用の発電機により無線中継所の電力を確保するとともに、被災地の各警察署にも自家発電機を送り届けた。

現場に出動している警察官と機動警察通信隊との連絡には、ヘリコプターテレビシステムや衛星通信システム等の通信機器が運用された。特に衛星画像による通信は、被災地の状況把握や救助活動を検証するのに有効であった。

【消防の通信体制】

衛星携帯電話のほか今震災の現場で特に有効な連絡手段として用いられたのは、消防無線である。被災地での限られた活動範囲においては共有波を介し、消防無線は有効に活用され、現場に出向いた緊急援助隊とも交信できた。ただし、消防無線で県内全域と交信するための拠点同士を結ぶ中継拠点がないため、遠距離間の通信に有効ではなかった。

【災害 FM 局の開局】

3月11日、総務省は、日本放送協会、日本民間放送連盟及びIBC岩手放送、エフエム岩手をはじめとする東北地方のラジオ局各社に対し、ラジオによる災害情報の伝達の重要性を伝えた。

IBC岩手放送は、3月17日にラジオ難聴地域である山田町に「災害報道用コミュニティFM放送局」を設置・開局し、被災情報の放送サービスを開始している。

総務省は、震災に係わる災害情報を市民に提供するための臨時災害放送局（FM局）の開局申請を許可。これを受けて、被災地では、大槌町、陸前高田市、釜石市、大船渡市、宮古市、花巻市、奥州市の7地域で災害FM局が開局され、現在も宮古市、大船渡市、釜石市、陸前高田市、大槌町の各FM局が運営を続けている。

5 津波によるエネルギー供給機能の停止

【電力】

地震と津波の被害を受け、変電所や送電設備、配電線の電力流通設備が機能を停止し、運転を見合わせた。東北電力管内では、女川原子力発電所（宮城県女川町、石巻市）の、1・2・3号機が自動停止した。その他の発電所では八戸火力発電所3号機、能代火力発電所1・2号機、秋田火力発電所2・3・4号機、仙台火力発電所4号機、新仙台火力発電所1・2号機、原町火力発電所1・2号機、葛根田地熱発電所1・2号機、上の岱地熱発電所1号機、澄川地熱発電所1号機がそれぞれ自動停止等した（3月11日22時現在）。

県内の主な発電所では、東和発電所（花巻市）の発電機2台、胆沢第一発電所（奥州市）の発電機2台がすべて運転を停止し、胆沢第二発電所（奥州市）、仙人発電所、入畑発電所（いずれも北上市）、滝発電所（久慈市）、北ノ又発電所、北ノ又第二発電所、北ノ又第三発電所、松川発電所、柏台発電所（いずれも八幡平市）、早池峰発電所（花巻市）、稲庭高原風力発電所（二戸市）も運転を見合わせた。

震災後、東北電力管内の約440万戸（3月11日22時現在）が、岩手県全域では76万戸が停電となった。県内の停電は翌朝まで続き、東北電力は3月12日8時時点で復旧のめどがたたないと発表した。

内陸地域の復旧の見通しが伝えられたのは、3月13日の10時20分である。3月13日13時現在での停電状況は、県内全域で約33万戸で、この時点で県全体の6割程度が復旧した。14日9時時点での

停電は約13万9,000戸で、その内訳は、沿岸地域の停電が約8万6,000戸、一関市等の内陸地域が5万3,000戸であった。また、東北電力からは、被災地の住家への通電には、個別に安全確認した上で通電する必要があるため、復旧には相当の時間を有することが報告された。16日11時現在の停電は約7万8,000戸で全県の10.1%を占めたが、この時点で沿岸地域以外がすべて復旧した。

沿岸地域すべての停電が復旧したのは、6月18日であった。

【ガス】

岩手県では、県内全世帯のうち92.9%がLPガス使用世帯だが、当震災でLPガスの供給が不能となったのは2万2,104戸、被災（全半壊）充填所は9カ所（全51カ所）、被災（全半壊）販売所数66カ所（全421カ所）にのぼった（図3-6）。

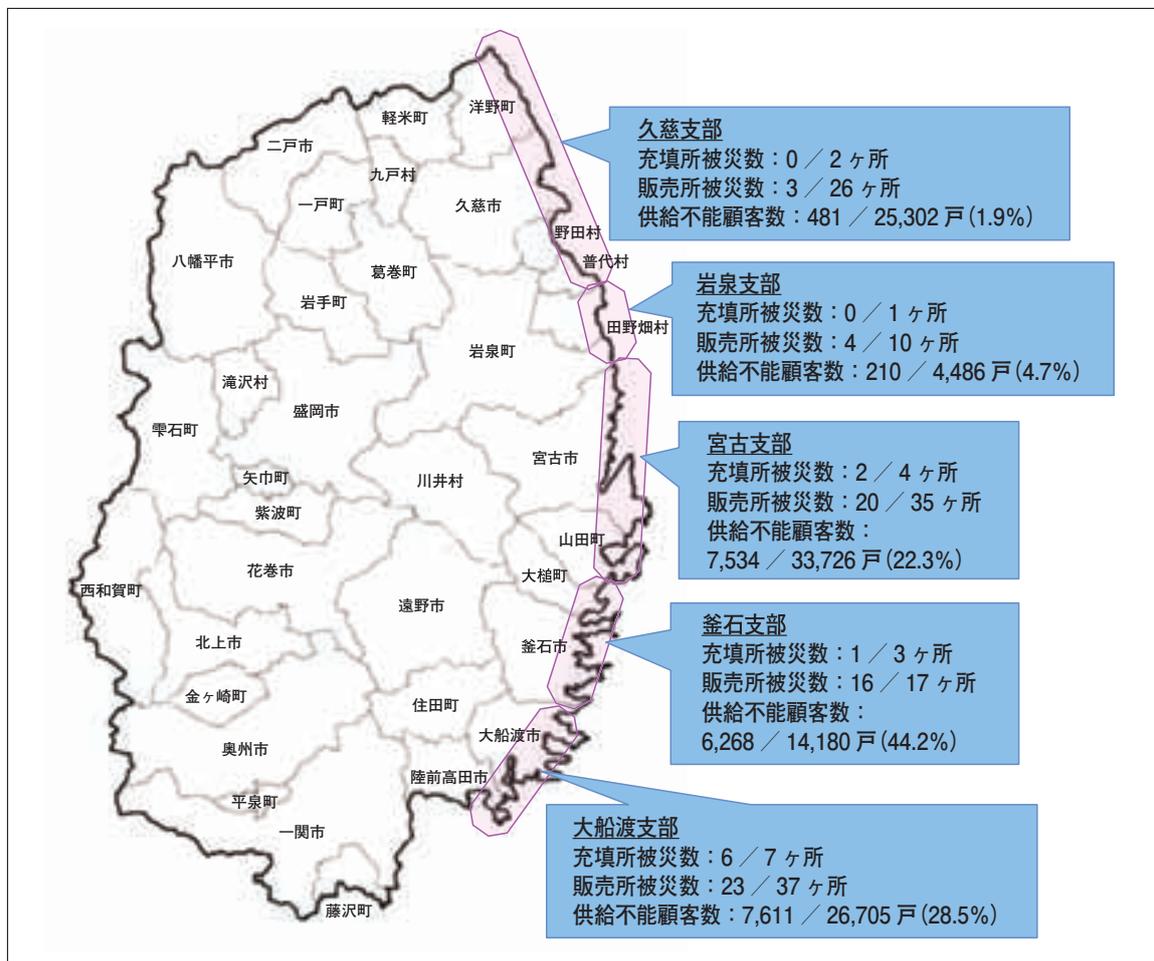
沿岸地域におけるLPガス関連施設（充填所及び販売所）では、宮古市、釜石市、大船渡市にある充填所9カ所が全半壊の被害を受けたが、沿岸地域内

で在庫を融通しあうことにより、供給不足は生じなかった。

LPガスの供給インフラが整備されていたこと、地域のガス事業者が懸命な復旧作業に尽力したことから、LPガスの設備に関しては、迅速に復旧した。早いところでは3日後の3月13日に復旧し、12日目にはすべてのLPガス施設の点検・確認が終了し、電気の日々、水道の36日目と比較しても早かった。震災初動期には、避難所での熱源確保や炊き出しなどにも利用され、災害時のLPガスの優位性を示すこととなった。

都市ガスについては、盛岡ガス、花巻ガス、水沢ガス、一関ガスは供給を継続した。釜石ガスは製造設備が全壊し、資機材すべてが津波で流出したため、釜石市内6,342戸の供給を停止した。16日以降は、移動用ガス発生設備により病院などにガス供給を行った。ガス設備の安全性が確認された地区において供給を再開し、4月11日に復旧した。

図3-6 岩手県のLPガス関連被災状況



(出典)岩手県高圧ガス保安協会提供資料などを基に作成

6 ガソリン供給の停滞等

【燃料の不足】

東日本大震災津波により、県内全域で深刻な燃料不足が発生した。

特に、沿岸被災地においては、陸前高田市及び大槌町で全てのガソリンスタンド（以下「SS」）が流失するなど、多くのSSが被災し、発災直後は、避難所の暖房用燃料や消防・救急等の緊急車両への給油が行えないひっ迫した状況であった。

このため、被災地においては、応急的な措置として、ドラム缶を用いた臨時SSを設置し、給油を行った。

また、内陸部においても、給油を求める車がSSに殺到し、各SSの在庫が底を尽くなど、深刻な燃料不足が発生した。

この燃料不足は、東北地方の太平洋沿岸に立地している製油所や油槽所が、津波により大きな被害を受け、出荷が停止したことに加え、タンクローリーの流失や運送会社の被災による輸送手段の欠如に起因する。

この事態を受け、知事は、総理大臣に燃料確保を電話で直接要請したほか、県災害対策本部から経済産業省、資源エネルギー庁、東北経済産業局、消費者庁に対して燃料の供給を強く要請したが、状況はなかなか改善しなかった。

3月16日時点で、県内SS 599カ所のうち、営業できていたのは73カ所であった。

燃料不足の解消に向けて、石油元売り各社は、秋

田県、山形県、新潟県の油槽所に燃料を集め、日本海沿岸を通る陸送ルートで本県への燃料搬送を進めた。

3月18日からは、燃料を輸送するために、神奈川県から本県まで、日本海側の新潟、秋田、青森を経由する石油輸送列車の運行が開始され、第一陣が19日に到着している。

これらの取組により、燃料不足は徐々に解消されていったものの、本県において燃料供給が安定するのは4月中旬であった。



自衛隊部隊によって大船渡に搬送された石油タンク
(平成23年3月27日)



被災した宮古市の宮古SS

Column



救助要請等を伝達し続ける釜石漁業無線局(平成23年3月11日夜)

釜石漁業無線局の活躍

大 震災津波発災時において、被災地の状況を伝え、被災者救出の一端を担った機関に、釜石漁業無線局（釜石無線漁業協同組合運営、東谷局長）がある。釜石漁業無線局は、職員5人・24時間体制で通信業務を行っており、平時には、漁船に対し、漁海況や航行安全情報の提供等を、災害発生時等の緊急時には、遭難・緊急通信を行う機関で、自家発電設備を備えた施設は市内大平町の高台に位置している。

釜石漁業無線局は、大震災津波発災直後、漁船への避難の呼掛けや沖へ避難した漁船への情報提供、沖合・遠洋にいた漁船等からの問合せへの対応のほか、がれき等航行障害情報等の海上保安庁巡視船への通報など、海上災害応急対策に係る連絡調整を行った。一方、自家発電設備を備え、明かりが灯る釜石漁業無線局には、近隣の県水産技術センター職員等も避難していたが、この時、釜石市内は津波や停電等によって通信が途絶した状況にあった。

こうした状況の中、釜石漁業無線局は、大津波が襲って壊滅的被害となった釜石市の状況を伝え、多くの被災者を救出するため、国際遭難周波

数を使って発信し、全国に応答を求めた。この発信に茨城県や千葉県の漁業無線局が応答し、応答した無線局を通じて、釜石市の状況等が県災害対策本部に報告された。さらに、沖合に避難していた県漁業指導調査船「岩手丸」とも、漁業無線での通信が可能となり、岩手丸に搭載された衛星電話を経由する形で県との連絡が可能となった。

被災状況等を伝達する手段を確保した釜石漁業無線局は、漁業無線を通じて寄せられる救急車やヘリコプターの出勤・救援要請等を県災害対策本部に伝達するとともに、県立釜石商工高等学校、釜石市立大平中学校の生徒・職員等の安否情報の伝達も行った。

こうした釜石漁業無線局の功績が高く評価され、平成24年6月1日に、同局は「電波の日・総務大臣表彰」を受賞している。

なお、大震災津波発災当時、漁業無線局同士の通信は、原則として認められていなかったが、その後、非常通信として漁業無線局同士の通信が認められるようになった。ここでも釜石漁業無線局の対応が教訓として生かされている。

消防、自衛隊などの 救助活動と捜索活動

1 地元警察署と消防団の避難誘導

地震発生直後、気象庁から岩手県・宮城県・福島県沿岸に大津波警報が発表され、15時30分には津波警報の範囲が太平洋沿岸全域に拡大された。

沿岸地域の警察署と消防署、消防団は、パトカーや消防車両等の拡声器で、住民に避難を呼びかけた。地震によって防災行政無線が使用不能となった地域もあったが、そうした地域では、半鐘や自動車に搭載されたスピーカーを使って避難誘導を行っていた。津波の第一波が到達する直前まで、高台への避難を誘導していた職員がいたことも報告されている。

地元の消防団等は、大津波警報を受けて堤防の水門を閉める作業を行っていたが、今回の津波はその堤防をも越えたため、沿岸をパトロールし高台への避難を呼びかけていた警察官や消防署員、住民の避難誘導を行っていた地元の消防団員等の多くがその犠牲になっている。

現在、全国には2万5,463カ所の水門があり、このうち自動化・遠隔操作が実施されているのは724カ所（11%）にとどまっている（国土交通省）。今回の震災で多くの消防団員が犠牲となったことを受けて、国は消防団員の安全確保を図るため、水門閉鎖の自動化を推進、検討している。

県警で殉職した警察官は11人で、その内訳は、

大船渡署6人、釜石署3人、宮古署2人となっており、いずれも住民の避難誘導や救助中に津波に巻き込まれたものと見られている。このうち9人の遺体は発見されたが、2人の遺体は見つからないまま死亡認定されている。

今震災における県内の消防職員の殉職者は8人、消防団員の死者・行方不明者は119名で、そのうち殉職者は90人にのぼる。

被災地の消防団員たちは、発災直後の水門閉鎖や避難広報・避難誘導だけでなく、被災した住民の救助や応急手当、消火活動、避難所の運営支援やがれき撤去、行方不明者の捜索、発見された遺体の搬送や安置、交通整理、防犯のための見回りなど、様々な活動に従事した。県内の各市町村（遠野市、一関市、平泉町、住田町、岩泉町、久慈市、普代村）からは、相互応援協定に基づいて、特に被害が大きかった地域（大船渡市、陸前高田市、釜石市、宮古市、野田村、宮城県気仙沼市）に対して、延べ1,400人以上に及ぶ消防団員が応援出動し、消火や救助活動等に当たった（表3-2）。

2 被災地に来援した60万人

発災直後の14時52分、知事は自衛隊に対して災害派遣を、14時59分には消防庁長官に対して緊急消防援助隊の派遣を要請した。

消防庁長官は、被害の甚大さを踏まえ15時46分、



消防団による田老地区での相互応援活動



消防団による行方不明者の捜索活動

表3-2 消防団による相互応援活動

番号	市町村名	活動場所	内容	期間（日）	人員（人）
1	遠野市	釜石市	消火活動（林野火災）	1	31
2	一関市	（宮城県）気仙沼市	警戒活動（夜間警戒）	7	63
3		陸前高田市	捜索活動	2	117
4	平泉町	陸前高田市	がれき撤去活動	1	27
5	住田町	大船渡市	捜索活動	4	285
6		陸前高田市	捜索活動	5	390
7	岩泉町	宮古市	消火活動（建物・林野火災）	5	271
8	久慈市	野田村	捜索活動	6	232
9	普代村	野田村	捜索活動	5	50

緊急消防援助隊に対し出動指示を行った。出動指示が行われるのは、平成15年に消防組織法が改正され、制度化されて以降、初めてであった。

緊急消防援助隊として来援した派遣隊員数は、延べ2,279隊、7,633人にのぼり、さらに、警察の広域緊急援助隊1,400人が全国から本県に参集した。

自衛隊は、陸上自衛隊第9師団（北東北）及び第2師団（北海道）の部隊合わせて、延べ人員にして約60万人が救援・支援のために参集した。

全国から参集した自衛隊、消防、警察、海上保安庁の各隊は、停電、断水、通信不通、陸路損壊、地理不案内、がれき、粉じん、土砂、浸水、燃料不足、降雪等、過酷かつ劣悪な状況下で、消火、救助、救援、捜索、危険排除、搬送、啓開、給水、給食など、多岐にわたる活動にあたった。

3 被災地で大規模火災発生

発災直後、大船渡市、陸前高田市、釜石市、宮古市、大槌町、山田町、野田村、久慈市などの各地で火災が発生した。被災市町村では、消防庁舎そのものが被災し、車両や資機材が津波で流出・損壊、水源も充分確保できない状況の中、各地区の消防職団

員が懸命の消火活動を展開した。

【被災地の消防本部及び消防団の被害】

【陸前高田市消防本部管内】

庁舎等被害 | 消防本部・消防署全壊

消防車両等被害 | 救急車1台・その他1台水没

消防団車両被害 | ポンプ車4台・小型動力ポンプ付積載車7台水没

【大船渡地区消防組合消防本部管内】

庁舎等被害 | 綾里分遣所全壊

消防団車両被害 | 指揮車2台・消防車6台・救助車1台・救急車2台、その他6台水没

消防団車両被害 | 小型動力ポンプ付積載車3台水没

【釜石大槌地区行政事務組合消防本部管内】

庁舎等被害 | 本部釜石署1階浸水、大槌消防署全壊・鶴住居出張所全壊

消防車両等被害 | 指揮車2台、ポンプ車6台、救助工作車1台、救急車2台、その他6台水没

消防団車両被害 | 釜石市：ポンプ車6台、積載車2台、小型動力ポンプ2台、団指揮車1台水没／大槌町：ポンプ車3台、積載車1台、小型動力ポンプ1台、防火広報車1台水没



行方不明者の捜索活動にあたる消防職員と消防団員



自衛隊による行方不明者捜索

【宮古地区広域行政組合消防本部管内】

庁舎等被害 | 山田消防署 1 階部分水没、田老分署全壊、空中消火等補給基地全壊

消防車両等被害 | ポンプ車 1 台、救急車 2 台、その他 5 台水没

消防団車両被害 | ポンプ車 8 台水没・流出、積載車 4 台水没・流出

【久慈広域連合消防本部管内】

庁舎等被害 | 野田分署半壊 1 階部分水没

消防団車両被害 | 小型動力ポンプ付積載車 2 台流出

【被災地で発生した広域火災】

【釜石市】

3 月 11 日：建物火災 1 件、林野火災 1 件、その他火災 4 件

【大槌町】

3 月 11 日：林野火災 1 件

【山田町】

3 月 11 日：建物火災 6 件、その他火災 1 件

【宮古市】

3 月 11 日：林野火災 2 件

【野田村】

3 月 11 日：その他火災 1 件

【久慈市】

3 月 12 日：車両火災 1 件

被災市町村で発生した火災の消防活動には、次に掲げるような様々な障害が生じていた。

- ①津波による浸水で消火が困難であったこと。
- ②津波により道路が損壊し、また、がれきが進路を塞いで、消防車の進入や消防隊の消火活動が困難であったこと。
- ③ライフラインの寸断により消火用の給水が確保で

きなかったこと。

- ④市町村の消防本部や消防署が被災し、機材の損壊や流出で十分な設備・装備を整えられなかったこと。
- ⑤現地の悪天候など、消火活動の障害となる問題がいくつも重なり、現場の作業は困難をきわめたこと。

こうした厳しい状況の中を、派遣された緊急消防援助隊と県内応援消防本部は、ともに対応した。

被災各市町村の消防本部に参集し、消防活動の応援にあたった緊急消防援助隊と県内消防本部は以下のとおりである。

【久慈広域連合消防本部管内】

- 緊急消防援助隊
浜松市消防局指揮支援隊、青森県隊、栃木県隊、石川県隊、長崎県隊、佐賀県隊、沖縄県隊
- 県内消防本部
盛岡地区消防本部、二戸地区消防本部

【宮古地区広域行政組合消防本部管内】

- 緊急消防援助隊
横浜市消防局指揮支援隊、秋田県隊
- 県内消防本部
盛岡地区消防本部

【釜石大槌地区行政事務組合消防本部管内】

- 緊急消防援助隊
大阪市消防局指揮支援隊、大阪府隊、愛媛県隊、大分県隊
- 県内消防本部
花巻市消防本部、北上地区消防本部、遠野市消防本部



釜石大槌地区に支援に入った愛媛県の緊急消防援助隊



山田町に集結した横浜市消防局、秋田県、県内消防本部の緊急消防援助隊

【主な緊急消防援助隊の活動】

秋田県陸上部隊(宮古市・山田町・矢巾町に派遣)

岩手県に最も早く進出したのは、秋田県陸上部隊であった。3月11日16時46分、消防庁長官の指示により岩手県への出動が決定し、17時30分、秋田県陸上部隊は北上市に向けて、29隊99人が出動している。18時23分に進出拠点の変更があり、盛岡市アイスアリーナに23時04分に到着。3月12日午前5時10分には、宮古地区消防本部に到着した。

同日6時50分に岩手県災害対策本部から、2次隊の派遣要請を受け、8時20分、秋田県隊2次隊13隊52人が出動、14時15分に宮古地区消防本部に到着した。

秋田県隊は、山田町方面を秋田市消防本部隊に、宮古市田老地区方面を大曲仙北広域市町村圏組合消防本部に割り当てして、被災区域の消火・救助・救急活動にあたった。

また、秋田県隊のうち救急部隊2隊と後方支援部隊2隊は、岩手県消防学校に移動し、ヘリコプター搬送された傷病者の救急搬送活動を3月13日まで担い、14日には宮古地区消防本部で秋田県隊本隊に合流した。

秋田県消防防災航空隊

秋田県消防防災航空隊は、所有する消防防災ヘリコプターが点検中であったため、地上部隊として本県に入った。3月12日2時15分に出動し、岩手県防災航空センターがある花巻空港において、県防災航空隊の支援活動（人命救助を行うヘリコプターの活動状況管理、センター支援、消防防災ヘリ・警察ヘリ・海上保安庁ヘリ・ドクターヘリの駐機スポットへの誘導と燃料補給活動）に従事した。また、本県防災ヘリコプターに搭乗し、被災地の偵察・消火

支援活動も行っている。

本県にいち早く支援に入った秋田県隊は、派遣滞在期間も長期に及び、秋田市消防本部（3月11日～4月28日の41日間）、秋田県消防防災航空隊（3月12日～4月16日の33日間）など、発災当日から状況が落ち着くまでの間、本県での活動に尽力した。

山形県陸上部隊(大船渡市・陸前高田市に派遣)

山形県陸上部隊は、3月11日20時30分に本県へ向けて出動し、12日2時54分に北上地区消防組合消防本部に入り、同日7時5分に活動拠点（大船渡市活動隊）の大船渡東高等学校に到着。大船渡市及び陸前高田市の2方面に分かれて、津波被害区域の捜索・救助活動を実施した。

13日、アメリカ・イギリス・中国の国際救助チームが、大船渡地域の支援に投入されることを受けて、国際救助チームと捜索場所が重ならないよう調整しながら、消火・救助活動にあたった。大船渡市で展開されたローラー作戦時には、自衛隊、警察、大船渡消防、地元消防団と連携して活動を実施した。

北海道防災航空隊

北海道防災航空隊は、3月12日6時46分に丘珠空港を離陸し、同日10時43分に花巻空港に到着した。以降、岩手県全域において、救急搬送、人員物資搬送、上空からの警戒調査や散水活動を実施した。

5 ヘリコプターの活躍と調整

本県は面積が広大な上に、内陸地域と沿岸地域の間には北上山地があり、この間を陸路で移動する場合は通常でも約2時間を要する。今回、津波の被害を受けた沿岸地域は、リアス式海岸という地形の特徴



緊急消防援助隊によるがれき内の行方不明者捜索活動



本県被災地に最も早く進出し活動を展開した秋田県陸上部隊

もあって海上からのアクセスも困難だったことから、今回の震災では、ヘリコプターの運用に重きがおかれ、ヘリコプターが様々な場面で活躍している。

今回最も早く展開されたヘリコプターによる救援活動は、発災当日の3月11日18時10分、三沢基地から飛んだ航空自衛隊によって陸前高田市で被災した11人が救助され、18時48分に市内の高台に搬送された活動である。ビルの屋上や高台に孤立した避難者の救出救助でも、自衛隊ヘリコプターのほか、警察ヘリコプターや消防防災ヘリコプターが活躍し、1,189人が救助されている。

花巻空港と県消防学校に設置されたSCUでは、DMAT等によって広域医療搬送が展開されたが、そこでもヘリコプターが活躍した。

大槌町や山田町で発生した大規模火災の消火活動でも、ヘリコプターが活躍しており、自衛隊の大型輸送ヘリコプター・チヌークが林野火災の消火活動に投入されている。

こうした様々な場面で活躍したヘリコプターであるが、本県には、発災翌日に各機関のヘリコプター30機が参集しており、ピーク時には、消防、自衛隊、警察、海上保安庁、県、民間などの最大41機が本県に参集した。

県は、災害対策本部支援室内に「ヘリコプター運用調整班」を設置して、自衛隊、消防、海上保安庁、本県等のヘリコプターの運用を統括し、各方面からの要請に対して調整を行った。ヘリコプター運用調整班では、主に県防災航空隊長が各航空隊の調整にあたったが、県内の地理にも詳しい地元の防災航空隊長に指揮を委ねたことは、様々な面でメリットとなった。

ヘリコプターや航空機の駐機拠点は花巻空港とし、不測の事態に備え、矢巾町にある県消防学校の

ヘリポートも確保した。また自衛隊、消防、警察、県で共通して用いるヘリコプター専用の共通無線機周波数も決定した。

航空管制を担う航空自衛隊のAWACS（エーワックス）と航空管制機E-2C（イーツーシー）の運用と航空自衛隊山田分屯基地を介して情報を共有することもできた。運用調整班が一元化されていることで、大きな混乱はなく、各航空部隊との連絡調整もスムーズに行われた。

県災害対策本部は、こうした防災機関の活動がスムーズに運営できるよう燃料の確保と調整にあたった。県はかねてより花巻空港に燃料を供給している給油業者2社と協定を締結しており、航空機の燃料については、その業者が貯蔵している航空用燃料を優先して供給してもらった。これは、平成20年に発生した岩手・宮城内陸地震において、花巻空港に燃料締結業者が1社しかなく、燃料の給油遅延が問題となった経験を踏まえての対応であった。

3月12日以降に花巻空港に参集した災害対策用の航空機も、その備蓄燃料で対応していたが、参集する航空機の数が次第に増加し、貯蔵していた燃料だけでは不足することが懸念された。総務省などに要請して燃料の確保を行ったが、燃料の供給は比較的スムーズに行われ、航空機の活動に大きな支障が生じることはなかった。

6 行方不明者の捜索

全国各地から参集した自衛隊、消防、警察、海上保安庁の職員、そして、県内防災機関の職員が、発災翌日の3月12日早朝から、捜索活動を開始した。

【自衛隊】

県内の陸上自衛隊岩手駐屯地と航空自衛隊山田分



東京消防庁航空隊による物資輸送



自衛隊と警察の連携による行方不明者捜索と遺体の収容

屯基地に所属する各部隊は、発災翌日の12日から、陸前高田市、大船渡市、釜石市、大槌町、山田町、宮古市（田老地区）、田野畑村、普代村、野田村、久慈市に展開し、被災地の行方不明者の捜索に全力を注いだ。

海上では、海上自衛隊の護衛艦「ちょうかい」が3月12日、三陸沖で漂流中の生存者を発見し救助している。

行方不明者の捜索は3月15日から人員を大幅に増員して、本格的に展開された。がれきと汚泥が行く手を阻む中、部隊のパケットローダーが道路啓開しながらの捜索となった。3月16日は真冬並みの寒さになり、沿岸地域の被災地にも雪が降ったためヘリコプターによる救助活動は難しく、陸上からの捜索活動が続けられた。

4月1日と2日には、航空機30機、護衛艦10隻、車両3,500両が参加した第1回目の行方不明者の大規模な集中捜索を実施した。第9師団特科連隊及び第2師団の隊員約1万2,000人が、NPOの民間ボランティアダイバーや地元漁協と協力し、ゴムボートや漁船を使って海上及び沿岸一帯の捜索を展開した。海岸や沿岸地域の海底には、流出したがれきや漁具などが大量に堆積し、行く先々でそれらを撤去しながらの作業となった。

4月10日、海上自衛隊は、陸空自衛隊及び海上保安庁と協力し、第2回目となる行方不明者の大規模集中捜索を実施している。震災発生から1カ月経過したこの時点での行方不明者の数は県内でも4,000人を超える状況であった。集中捜索には、艦艇、ヘリコプター、小型ボート、潜水員など、海上自衛隊の持つすべての捜索手段が投入された。

4月25日には、太平洋及び沿岸地域において、第3回目の集中捜索が行われ、33体の遺体が収容

されている。自衛隊による行方不明者の捜索は、5月に入ってから続き、沿岸地域での災害派遣活動が終了する7月24日まで継続された。この間、自衛隊による県内の救助者は陸・海・空合わせて約690人、収容遺体数は2,805体であった。

【消防 緊急消防援助隊】

発災直後に国の要請を受けて本県に参集した緊急消防援助隊は、県災害対策本部や他の防災機関と連携しながら、岩手県全域において救助救出活動や行方不明者の捜索にあたった。

3月11日～3月30日の間、緊急消防援助隊による救助・捜索活動では、生存者26人が救出され、445体の遺体が収容されている。

【警察 広域緊急援助隊】

全国から派遣された約1,400人の広域緊急援助隊は、約1,100人の本県警察隊とともに、被災地での救出・救助、行方不明者の捜索、遺体安置所の確保・運営、検視、身元確認等の災害警備活動、各避難所における治安維持などにあたった。

県内で収容された遺体は4,671体で、うち身元が判明しているのは4,589体である（警察庁：平成24年3月11日現在）。平成24年3月9日～11日には、岩手県警と釜石海上保安部による最大300人体制で、宮古湾・大槌湾・広田湾の海中や、津波で浸水した地域や砂浜などの海岸線、海上の集中捜索を行った。

収容された遺体の中には水深30mほどのところで発見される遺体もあった。

【海上保安庁】

海上保安庁は、岩手県警と連携した集中捜索活動



緊急消防援助隊による水没地域の捜索活動

の実施など、海上、海中での捜索活動にあたった。捜索活動は、巡視船から潜水士が海に潜り、津波によって破壊された防潮堤付近などで行われた。海上保安庁の活動によって捜索・発見された行方不明者の数は以下のとおりである。

- ・宮古沿岸海域 13 体
- ・山田／船越沿岸海域 18 体
- ・大槌沿岸海域 40 体
- ・釜石沿岸海域 16 体
- ・大船渡沿岸海域 16 体
- ・陸前高田沿岸海域 23 体
- 合計 126 体

7 警察の主な活動

今震災では、地震や津波の被害を受けて、信号機の停電や倒壊、冠水で道路が通行できなくなるなど、交通基盤に大きな障害が生じたため、警察庁は、地震発生直後から全国で延べ8万人以上の広域緊急援助隊を派遣し、被災地一帯の交通規制担保措置や信号滅灯交差点等における交通整理を実施している。

また、被災地での犯罪発生を抑制し、地域の治安を守るため、平成23年3月18日から制服警察官とパトカーによる地域警察特別派遣部隊(1日当たり最大時約450人、200台超)を被災県に派遣し、避難所や仮設住宅のパトロールを行った。各県警察の連携により、平成24年2月29日までに、殺人未遂、強盗、窃盗等の犯罪など230件273人を検挙している。

【東日本大震災で派遣された警察部隊(被災3県)】

- 広域緊急援助隊・警察部隊(行方不明者の捜索)延べ111,000人

- 航空情報隊(被災情報収集、緊急要員・物資の搬送)延べ600人
- 地域警察特別派遣部隊(警戒)延べ21,000人
- 移動鋼板車部隊(避難所を移動しての各種警察活動の窓口業務)延べ100人
- 被災者サポート隊(被災住民の心のケア、要望・相談対応)延べ1,200人
- 第二機動隊派遣部隊・警戒警ら部隊(遺体安置所・避難所警戒)延べ7,800人
- 広緊交通部隊・特別交通派遣部隊(交通規制、緊急通行路の確保、交通整理)延べ30,000人
- 広緊隊刑事部隊(検視)延べ9,000人
- DNA採取支援隊(DNA採取型採取活動)延べ300人
- 特別機動捜査派遣部隊(県中央部の後方治安対策)延べ5,800人
- 警護部隊(警護活動)延べ50人
- 警視庁支援隊(部隊の受入れ、派遣先への先導、物資の調達)延べ3,500人

【緊急交通路の確保と通行証の交付】

警察は、災害対策基本法に基づき、人命救助や緊急物資輸送に必要な車両の通行を確保するため、東北自動車道、常磐自動車道、磐越自動車道の一部区間等を緊急交通路に指定した。3月16日から22日にかけては、高速道路の補修状況等に応じて交通規制を順次縮小し、3月24日には、主要高速道路の交通規制を全面解除している。

また、緊急交通路の指定に伴い、緊急交通路の通行に必要な緊急通行車両確認標章の交付を行った。当初は、食料、医薬品、燃料等の輸送を行う車両への交付を最優先としたが、道路の補修状況や被災地の状況に応じて、交付対象を拡大した。特にタンク



大船渡市における国際援助隊と連携した行方不明者捜索活動



警察の広域緊急援助隊・自衛隊が連携しての捜索活動

ローリーに対しては、警察署に加え、高速道路インターチェンジでも対応した。交通規制が全面解除された3月24日までに合計163,208枚の標章を交付している。

【緊急通行車両確認標章交付対象の拡大等の経緯】

3月12日：医薬品、医療機器等の輸送車両
3月13日：食料品・生活用品・燃料等の輸送車両、
医師・歯科医師の使用車両、建設機械等の輸送車両
3月14日：高速バス
3月15日：家畜の飼料の輸送車両
3月16日：タンクローリーにICでも交付
3月22日：大型車等は標章なしで通行可
3月24日：交付終了

8 釜石海上保安部の主な活動

津波の被害を受け、航路標識をはじめとする保安施設のほとんどが津波の被害で使用不能となった。海上保安庁・釜石海上保安部は、庁舎も被災し、指揮機能が発揮できなくなったことから、3月13日、釜石港に入港した巡視船「そうや」（釧路海上保安部所属）に、現地対策本部機能を移して、仮庁舎に移転するまでの約1ヵ月にわたり捜索救助活動や支援物資配送等の活動を展開した。

陸上交通網が甚大なダメージを被ったため、海上ルートによる物資輸送の期待が高まったが、湾岸は津波により防波堤が損壊し、大量のがれきが港域を防いで海路の機能を喪失していた。

海上保安庁では、支援物資の供給ルートを早急に回復・確保するため、震災直後から測量船4隻によって県内の主要な港湾4港の水路測量を実施している。宮古湾では、海上保安庁所属の航空機に搭載している航空レーザー測深機を使用した水深の測量も

行われ、測量結果を基に海図を更新する作業を進めている。

灯台をはじめとする航路標識の多くも津波によって損壊し、県内に所在する航路標識83基のうち50基が防波堤ごと倒壊する等の被害を受けている。これら損傷した防波堤が復旧されるまでの間、船舶の安全な航行を保つための応急復旧・仮復旧を、段階的に進めているが、現在、本復旧しているのは損壊した50基うちの11基で、仮復旧基数は26基、応急復旧基数10基、未復旧は3基となっている。

【救助活動】

海上保安庁は、岩手県内の港湾・漁港を含む沿岸における漂流者、行方不明者、漂流船、漂流物の捜索・救難活動を、巡視船艇及び航空機により実施した。

3月13日には、大槌町立吉里吉里中学校に避難していた負傷者1人、釜石市立大平中学校から負傷者2人をヘリコプターで吊り上げてそれぞれ救助した。14日には、大槌町大槌ふれあい運動公園から負傷者1人を、ヘリコプターで花巻SCUに搬送している。3月13日には、巡視艇「きじかぜ」が釜石市新浜地区で孤立していた被災者2人を発見し救助にあたった。

海上保安庁が震災の救援救助に投入した巡視船艇及び航空機の延べ数は、3月に巡視船艇等287隻、航空機409機、4月には巡視船艇等420隻、航空機570機であった（平成23年9月末現在）。

【漂流物の回収作業】

沿岸海域には、津波によって多くの漁船等が漂流し、船舶以外にも漁網やがれきなどが流出していた。これらの漂流物は、航路の安全航行の障害になるほ



海上保安庁による漂流船隻航作業



海上保安庁による漂流物の回収作業(大船渡湾)

か、漁業の再開にも悪影響を及ぼすことが懸念された。

その後、港湾や漁港の航路障害物は、各管理者によって除去が進められたが、港外から沖合にかけて存在する大量の漂流物については、海上保安庁が民間業者に委託し回収運搬が実施された。

本県沿岸海域においては、5月3日から7月13日までの間で、11,870m³の漂流物を回収したが、沿岸域を航行している船舶に対しては「航行警報」として漂流物の情報を無線で提供した。漂流が発見された船は、巡視船により最寄りの港に曳航し、所有者が判明したものについては所有者に引き渡された。

【海路による支援物資配送】

海上保安庁は3月14日から、県災害対策本部や被災自治体等からの要請を受け、支援物資の搬送を行った。釜石海上保安部に派遣された巡視船に、食料、毛布、水、ガソリン、水ポリタンク、ブルーシート、日用品、合羽型救命胴衣などの支援物資を搭載し、釜石市、宮古市等に搬送している。

9 自衛隊の主な活動

東日本大震災では、10万7,000人という空前の規模で自衛隊が派遣され、様々な分野で活動が展開された。陸・海・空の3自衛隊が、訓練以外で統合任務隊として運用されたのは初めてのことであり、被災者の救出や行方不明者の捜索のほか、津波で流出したガスボンベの回収、がれきの撤去、支援物資の搬送、給水、給食等、3月11日から7月26日までの138日間にわたり、多岐にわたる支援活動が展開された。

震災の初動期以降、自衛隊の活動は人命救助や孤立避難者の救出といった任務から、行方不明者の捜

索や道路啓開と続き、次第に被災者の生活支援活動へと移行していった。

【道路啓開とがれき撤去】

発災翌日の12日から、自衛隊による道路啓開作業が行方不明者の捜索と並行して始まったが、被災地はどの地域も、津波で流出したがれきや汚泥で埋め尽くされており、行方不明者の捜索や支援物資の搬送を阻んでいた。

3月12日のがれき・土砂撤去は、第9施設大隊、第387施設中隊、第57施設中隊を中心に、陸前高田市、釜石市、大船渡市の道路から着手された。翌日13日から、陸前高田市、大船渡市、釜石市、大槌町、山田町、宮古市、普代村、野田村における道路啓開が本格的にスタート、3月16日・17日には、第4施設団、第9施設大隊、第387施設中隊により、山田町、大槌町、釜石市、陸前高田市の道路が、各日総計13.5kmずつ啓開された。

県との調整により、自衛隊のがれき撤去の対象は道路や公的施設のみとし、国道や県道の主要道路の啓開は、4月中旬にほぼ完了した。

【給食】

自衛隊による被災地での給食支援は、3月15日から始まった。15日に陸上自衛隊は、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市において、おにぎり880人分、加熱した缶詰240個を配布した。16日以降は、野田村等に支援地域を広げていった。

自衛隊による給食支援は、7月18日まで、約4カ月にわたって展開された。この間、提供された給食は、宮古市383,428食、大槌町332,482食、大船渡市275,640食、釜石市229,171食、陸前高田市194,706食、山田町109,944食、野田村8,270食、久



自衛隊による道路啓開



自衛隊による炊き出し作業

慈市5,860食、田野畑村760食、岩泉町10食であった。

【医療活動】

長引く避難所生活における避難者の健康と保健対策も重要課題であった。自衛隊は、隊内の医師や看護師及び衛生隊員が中心になって避難所を巡回し、避難者の診療や健康相談、傾聴などを行う医療活動を展開した。避難所にいる患者の多くは高齢者だったこともあり、常備薬の不足や体調の変化等、健康状態の把握に努めた。がれきや汚泥を撤去した後の防疫、被災地の診療所での医療支援にも尽力している（自衛隊の医療支援は6月10日をもって終了）。

また、発災から1カ月ほど経過した頃には、女性自衛官の看護師やカウンセラーで構成された「お話し隊」が避難所を巡回して、被災者の生活や思いを傾聴する活動を展開した。特に高齢者や子どもたちに受け入れられやすい女性に対応することにより、地域住民とのコミュニケーションづくりを図ることができた。

【入浴支援】

自衛隊第9師団は、陸前高田市、大船渡市、釜石市、大槌町、山田町、宮古市に1施設ずつ野外の入浴施設を設備し、被災者へのサービスとして提供した。入浴施設用の資材は、北海道の部隊などから支援を受け、テント内に設けられた入浴施設には、シャワーやバスタオル、下着、石けん類なども常備された。

入浴支援は、3月19日から7月24日まで続けられた。

【三鉄の希望作戦】

6月1日～14日にかけて、自衛隊第9師団は、

三陸鉄道南リアス線の唐丹駅周辺（釜石市）から盛駅周辺（大船渡市）までの間の4工区（①唐丹駅周辺 ②泊地区 ③甫嶺駅周辺 ④陸前赤沢駅—盛駅周辺）の全長36kmにわたるがれきの撤去、レールの切断・除去を行った。

この事業は知事の要請を受けてスタートしたもので、「三鉄の希望作戦」と命名された。作業を開始した当初は、1カ月ほど要すると見込まれていたが、2週間で完了した。この作業で自衛隊が撤去したがれきの量は約31万m³にも及んだ。

④ 海外支援の受入れ

今回の大震災津波では、救助救援活動として海外からの救援隊も数多く来援している。本県では、アメリカの救援チーム144人（救助犬12匹）、イギリスの救援隊77人（救助犬2匹）、中国の救援チーム15人が、大船渡市と釜石市で救援活動にあたった。

アメリカの救援チーム（フェアファックスチーム・ロサンゼルスチーム）は、3月13日に三沢基地に到着し、大船渡市と釜石市で救助活動を展開して19日に撤収した。イギリスの救助チームは、13日に三沢基地に到着し、大船渡市と釜石市で救命・行方不明者の捜索にあたり、17日に撤収した。中国の救援チームは、3月13日に羽田空港に到着し、大船渡市で救援活動を展開して20日に撤収した。

海外からの救助チームについては、受入体制の整備や意思の疎通など、いくつかの課題が残された。



自衛隊医療班の活動



自衛隊第9師団による入浴支援

諸外国・地域・国際機関からの救助チーム・専門家チーム等受入れ日程一覧

☆：撤収済 表中の日付はすべて平成23年 平成24年1月30日 外務省HPより

国・地域名	チーム構成	到着日	到着先	活動地（撤収日を含む）
☆ 米 国	レスキューチーム144人 ・フェアファックス(USAR)チーム ・ロサンゼルス(USAR)チーム ・各チーム救助犬(計12匹)を含む	3月13日	三沢基地	岩手県大船渡市, 釜石市 (3月19日撤収)
☆ 中 国	レスキュー隊員15人	3月13日	羽 田	岩手県大船渡市 (3月20日撤収)
☆ 英 国	レスキュー関係者 69人、プレス8人、 救助犬2匹	3月13日	三沢基地	岩手県大船渡市, 釜石市 (3月17日撤収)
☆ 国連世界食糧計画 (WFP)	物流支援要員計25人	3月15日～	成 田	東京, 宮城, 岩手, 福島 (7月31日撤収)
☆ フィリピン	医療支援チーム3人	6月28日	成 田	岩手県、宮城県 (7月11日撤収)



自衛隊による三鉄の希望作戦



米軍による救援活動

Column

避難所の運営にあたった教職員

東 日本大震災津波では、多くの学校施設が避難所となった。避難所としての指定の有無にかかわらず、一時的に避難住民を受け入れた場合も含め、避難所となった学校は県内で132校にのぼり、体育館を中心に、特別教室、普通教室、空き教室などが利用された。

高田第一中学校（陸前高田市）、盛小学校（大船渡市）、旧釜石第一中学校（釜石市）、県立大槌高等学校（大槌町）、県立山田高等学校（山田町）、南小学校（山田町）などの避難所では、一時期700～1,000人を超える被災者が身を寄せ合った。平成23年3月下旬までに、約6割の学校で避難所が閉鎖されたが、地域全体が被災地となった沿岸地域では、県立山田高等学校のように、平

成23年8月下旬まで避難所として利用されていた学校もある。

こうした避難所となった学校の約8割強で、期間には地域差があるものの、教職員が中心となってその運営に当たっていた。関係機関との連絡調整をはじめ、物資の配布と調整、避難所の管理、避難スペースの割り当て、児童・生徒への指導など多様な業務を担っていた。自らが被災者でもある中で、自分の生活と奉仕精神のはざままで苦勞した教職員が多かった。また、避難所の運営と並行して、学校再開のための方策も講じなければならず、教職員をはじめとする教育関係者に課せられた役割と負担は大きなものであった。

支援物資の供給と そのシステム

1 発災当初における物資の供給

県は、3月12日から自衛隊及び(社)岩手県トラック協会の協力を得て、被災地への物資搬送を開始した。当初は、通信が途絶し、また、一部の被災市町村では、被災によって行政機能が低下していたこともあって、被災地で必要とされる物資の種類や量等を十分に把握できない状態での活動開始であった。

被災地の情報が少ない発災当初の物資供給では、食料を中心に、市町村ごとの避難者数を基に必要と考えられる量のものを国等の支援により調達し供給した。また、被災地では、調理に必要な電気、ガス、水道などのライフラインも被災していたことから、できるだけ調理を必要としないおにぎりやパン、カップラーメン、ペットボトル飲料等を供給したが、被災地の情報やニーズ等が把握できるようになってからは、被災地の状況に応じて、食料や生活物資を調達し、また、全国各地からの支援物資も十分に活用しながら必要な物資を供給していった。

こうした物資供給活動は、大震災津波発災当時の県地域防災計画に基づき、県環境生活部県民くらしの安全課が中心となって担った。当時の県地域防災計画では、平常時における各課の分掌事務を基本に、災害時に対応すべき業務の担当課が定められていたため、平常時から食の安全・安心や生活衛生、生活安全等の県民生活全般にかかわる業務を所管する県

民くらしの安全課には、食料・生活必需品等の物資供給のほか、応急給水の調整、遺体の火葬の調整など、避難生活にかかわる業務の多くが集中した。このことによって、初動期の活動で混乱が生じた点も少なくなく、平成23年度末に行われた県地域防災計画の見直しでは、これを教訓に、災害対応の中心となる物資供給等の業務が一つの組織に集中しないよう、担当課の見直しや庁内応援体制の再構築が図られている。

2 物資集積拠点をアピオに設置

県では、当初、矢巾町にある(株)純情米いわて物流センターを支援物資の集積拠点としたが、初日に持ち込まれた物資だけでたちどころに満杯となり、急きょ、全国農業協同組合連合会岩手県本部等の倉庫を借りたものの、これもすぐにオーバーフローとなった。

県は、物資輸送の応援協定を結んでいた岩手県トラック協会と協議して、滝沢村にある岩手県産業文化センター（通称アピオ）を1次物資集積拠点として定め、3月14日以降に寄せられた物資はすべてアピオに集積することを決定した。当時、アピオで開催中だったイベントを中止し、ブースを解体しながら、災害物資の受入れと供給に対応できるレイアウトに整えていった。

催事場の面積は3,600㎡で、2,800㎡の展示場と



第1次物資集積拠点となった岩手県産業文化センター（通称アピオ）



アピオ内に「県アピオ事務所」を設置。県職員と岩手県トラック協会による24時間体制の支援物資の運用体制を構築



アピオは催事場面積3600㎡、展示会場2800㎡の広さを有する施設。1㎡あたり5トンの荷重に耐えられるため、大型トラックが直接乗り入れることが可能。第1次集積拠点に適う条件を備えていた

2,500台収容可能な駐車場も併せ持っていた。大規模な催事場として建設されたこの施設は、展示場の床が1㎡あたり5トンの荷重に耐えられ、大型トラックが直接展示場内に乗り入れることが可能で、フォークリフトやパレット（荷台）などの機材も使用できるなど、作業のスピードを図る上でも集積拠点に適していた。

県は、アピオを中核とした災害支援物資の基本的運用を岩手県トラック協会に委託し、県との連携体制を構築しながら、マニフェスト（搬出品名等が記載された輸送指示書）を活用した物資搬送を14日からスタートさせ、16日にはアピオ2階会議室に輸送対策室を設置した。同時に、マニフェストの受渡しと岩手県トラック協会との連携を強化するため、アピオ内に県職員を配置した県アピオ事務所を設置し、24時間体制で支援物資の受入れ・積み込み・

搬出が可能なシステムを整えていった。

アピオを拠点とした、県と岩手県トラック協会が連携して行った物資の受入れ、積み込み、搬出などの一連の災害物資物流システムは、のちに「岩手方式」と呼ばれるようになり、現在、国の災害時の物流のモデルケースとして捉えられている。

3 24時間体制による災害物資物流

県地域防災計画では、あらかじめ協定を結んだ応援協定先と連携しながら、災害時に必要な生活必需品を調達し、供給していくことが定められている。

県は、物資の調達と緊急輸送に関し、各種団体と協定を結んでいるが、緊急輸送の協定を結んでいた岩手県トラック協会との連携は、今回の災害対応の中でも大きな成果を残すことができた。

アピオ内での作業体制として、管理チーム・作業チーム・警備チームが設けられた。管理チームは全員が岩手県トラック協会の職員と関係者で構成された。作業チームは、作業員が最大で100人24時間体制（当初2交代制。4月中旬からは3交代制）に加え、フォークリフト運転者8人で構成され、具体的な作業は、到着車両からの荷卸し・仕分け・搬出車両への積み込み作業である。警備チームは、警備会社の警備員3人とし、車両の入出場チェック、駐車場誘導、夜間の盗難防止等の警備全般について24時間体制で臨んだ。

花巻空港における自衛隊や米軍からの空輸便受け入れは、3月17日から始まった。発災直後から空路による緊急物資の輸送拠点として花巻空港を活用することとしていたが、セキュリティに係わる対応が必要なため、開始までに時間を要した。

空路が開通するまでの間、大阪から日本海側を通る陸路ルートで2日間かけて物資を搬送し、また、東京から20時間かけて支援に入った機関もあった。空路が開通してからは、比較的スムーズな物資調達が可能となり、花巻空港には、岩手県トラック協会の会員事業者(12社)から作業員が常時15人出動し、24時間体制で対応した。

4 国内外から寄せられる支援物資

支援物資の要請と受入れ、集積基地内での物資の仕分け作業（ピッキング作業）は、岩手県トラック協会の現場総括指揮者との連携によって作業が展開された。

被災地別に県が作成したマニフェストが、岩手県トラック協会の総括指揮者（又は指揮者補助）を経由して作業班長に渡り、各班がその内容に基づいて行動した。このことで物資の流れを全体的に効率よく把握できるようになった。また、場内では、品目別に物資を置く場所をあらかじめ設定し、ピッキング作業が効率的に行われるように努めた。

岩手県トラック協会専務理事で総括指揮者の佐藤

耕造氏は、「これまで経験がなくマニュアルもない中での作業で、走りながら段取りを考えていくしかなかった。当協会では、作業員・輸送車ドライバーなど、緊急物資輸送に携わるスタッフ全員に、被災者の気持ちを常に考え続けるよう伝え、言動に気をつけて冷静に作業するよう日々確認しあった。この種の輸送には、変更・キャンセルが予測されるが、そうした不測の事態にも整然と対処することを基本姿勢とした」と、当時を振り返っている。

アピオには、発災直後から、食料、水、毛布の3つを中心に支援物資が全国から届けられた。最も多い時で飲料水は120万本以上、毛布は35万枚以上が集まるというように、想定外の物資が一度に大量に到着することもあり、その一方で予定していた物資が入ってこないといった日もあった。

本県に届けられた支援物資には、国内の地方公共団体、企業等から飲料水、アルファ米、毛布、缶詰、トイレトペーパー、紙おむつ、レトルト食品などが提供された。海外からは、毛布、飲料水、マスク、カップ麺、缶詰、パスタ等が、延べ41カ国のほか、米軍、NGOからも届けられている。

海外からの支援物資で最も早く到着したのは、3月17日、フランス政府からの毛布8,000枚である。関西国際空港経由で花巻空港に到着した毛布は、陸路でアピオに搬送され、翌日の18日に被災地に向けて搬送された。陸路の搬送には陸上自衛隊が協力した。

3月18日には、アメリカ政府より飲料水20万本、生活用水20万本、食料品15万食、トイレトペーパー5万個が届けられている。3月20日にはインド政府より、子ども用のおむつ、マスク、ブルーシート、ポータブルトイレ190セットなどの生活用品が届けられた。

このほかにも、米軍、台湾の公益財団法人交流協会、パキスタン、EU、韓国、フィリピン、駐日欧州連合、タイ駐日大使館、台湾、タイ、イタリア、トルコ駐日大使館、モルディブ、アメリカ食肉団体、イギリス、香港、ベトナム、シンガポール、メキシコ、中国雲南省普洱（プーアル）市、モンゴル、イタリア、ブルガリアなど、世界各国の政府やNGO団体、企業から支援を受けた。

災害救助法に基づいた支援物資の配送は、発災から3月末までの間に、10tトラックに換算して、アピオや各倉庫から639便、直送便（パン、弁当、野菜、精肉など）は8便、ヘリコプターによる空輸は22便にのぼっている。県災害対策本部が廃止された8

月11日までの間では、アピオや各倉庫からの配送が計1,721便、直送便（パン、弁当、野菜、精肉など）が計1,692便、空輸が計22便、総計にして10tトラックで3,435便の支援配送が行われた。

国内外の企業や個人からも、多くの支援の手が差し伸べられた。国からの支援物資に係わる物資の対応は県民くらしの安全課が窓口となったが、特定企業や個人からの物資に関しては、地域福祉課が窓口となって対応した。

用途が限られた特定の物資の仕分けに関しては、一戸町の奥中山高原クラブのほかに、岩手県立大学の学生、滝沢村役場の有志職員の協力を得ることができ、大量の物資のサイズ分け、男女分けなどの仕分け作業において、大いに助けられた。

5 変化していく被災地のニーズ

発災から約2週間後、被災地から支援物資が届かないという声が聞かれるようになり、県が確認した結果、アピオから沿岸市町村の第2次集積センターに向けた物資は確かに届けられているものの、被災によって市町村がうまく機能できず、市町村の第2次集積センターから避難所への搬送が滞っていることが判明した。

このため県は、支援物資の供給を円滑に展開できるよう3月22日、ヤマト運輸、佐川急便と協議を行い、被災市町村ごとに担当分野を定めて、各避難所まで物資搬送が確実に行われる体制を構築した。



物量も内容も時々刻々変わっていく大量物資を、広い施設内で効率的に搬入・搬出ができるようレイアウトを調整

自衛隊と宅配業者による新たな搬送体制は、翌日3月23日からスタートし、これにより市町村の第2次集積センターから避難所まで、確実に必要な物資が行き渡るようになった。

発災から時間が経過し、被災地のニーズも刻々と変化中、避難所生活が長引く被災者の健康を維持できる食生活を提供していくことも重要となっていった。

発災から約2週間後の3月28日からは、岩手県パン工業協同組合の協力により、パン食の直送便が



物資仕分け（ピッキング作業）の要となった被災地域別に搬出品名等を記載した輸送指示書（マニフェスト）



体育館に設けられた宮古市新里地区の第2次集積所（平成23年3月25日）



釜石市の第2次集積所に運ばれる支援物資。発災直後の支援物資の運送には、陸上自衛隊が大きく貢献（平成23年3月19日）

開始され、被災市町村の避難所に直接届けられるようになった。また、(株)岩手畜産流通センター、全国農業協同組合連合会岩手県本部によって、食肉加工品や野菜の直送便が開始されたのは4月1日で、さらに4月7日からは、被災者の食生活の充実と炊き出し作業の労力軽減を図るため、避難所から高校に通う生徒の昼食用弁当や、夕食用弁当の供給を岩手県生活衛生同業組合中央会の協力により開始している。

食料が被災地に確実に行き渡るように、県と連絡調整を行う県職員を被災市町村に配置し、現地からの状況報告を受けながら、きめ細やかな対処ができるようにした。自衛隊にも協力を仰ぎ、被災地の情報を伝えてもらって、被災者ニーズに沿った支援物資の調達と供給を目指した。市町村との連絡調整が行えるようになってからは、アピオでも余剰在庫を抱えることなく、被災者ニーズに沿った供給ができるようになった。

こうした体制と対応がとられていながらも、メディアによる報道の影響から、現場が混乱したこともしばしばあった。すでに必要な物資が必要な場所に供給されているにもかかわらず、時差的に物資不足のニュースが流れることで、時期を逸した物資手配を強いられ、余剰在庫が生じる要因の一つともなった。

6 様々な問題と対応

今回の大震災津波においては、ライフラインがまだ復旧していない間、アピオ内の在庫をできるだけなくし、円滑な対応を行うために、県では事前の連絡調整があった支援物資だけの受入れを基本としていたが、事前報告なしに届けられる物資もあり、対応に苦慮した面もあった。また、視察者が頻繁に来県し、その対応で現場の業務が滞ることもたびたびあった。

災害時に必要とされる要援護者等のための食料や物資（高齢者食、腎臓病食、アレルギー対応食、ミルク、大人用・子ども用紙おむつ等）の供給についても、被災地の保健所や活動する保健師、管理栄養士などからの意見を交えながら検討すべき点である。

小さなパッケージに様々なものが混在している個人からの物資の仕分けにあたる人員の確保は難しく、最後まで課題として残った。被災地を気遣う人々の好意をむげにすることはできないものの、県としては、個人からの支援物資は辞退する方針をとらざるを得なかった。



支援物資が集中し、アピオの展示会場に収まらなくなった物資に関しては、敷地内にテントを設置し保管場所とした。

7 古着への対応

個人からの支援物資の中には、善意に感謝しつつも、使用に耐えない衣類が多く含まれていることもあり、その処理に苦慮した。

国土交通省の検証によれば、平成5年7月12日に発生した北海道南西沖地震の際、被災地に送り届けられた古着のうち、99%が使用できなかったという報告もある。過去の災害で、古着を送られた被災自治体の中には、対処しきれずに焼却処分したところもある。

アピオには8,000～10,000箱近くもの古着が寄せられたが、県は、人々の善意を有効活用するための対応に苦慮していた。

そうした中、古着屋を運営する(株)Don Don upから、古着をすべて引き取り、その中から状態の良いものだけを選別して、被災地でフリーマーケット形式で無償提供するというアイデアが提案され、実施された。その結果、5月31日に大船渡市赤崎、6月2日に大船渡市三陸町、6月3日に陸前高田市で開催されたフリーマーケットでは、多くの被災者が来場し、古着は被災者へ提供されていった。フリーマーケットで余った衣類はすべて持ち帰られ、東南アジアやアフリカに輸出され、その利益は義援金として寄付された。

こうした企業支援のおかげで、本県に送られた古着は1枚も無駄にすることもなく活用できた。行政が古着リサイクル企業と連携してこのような活動を行ったのは全国でも本県が初めてである。

8 被災地支援を実現するために

支援物資受入れ・搬出拠点として、アピオを確保したことや、自衛隊と岩手県トラック協会の甚大なる協力により、支援物資を24時間体制で搬送する

ことができたものの、指令系統の混乱や情報伝達の行き違いによる需給のミスマッチ、第2次集積センターの確保や現地情報、自治体との連携不足等、様々な検討事項も残された。

また、今回の大災害においては、自治体で十分な備蓄があったところは少なく、備蓄があったとしてもそれを把握していないケースもあった。このため県は、備蓄に関し、各自治体に限らず、一般家庭や事業所でも最低3日分の食料・生活必需品を備蓄するよう呼びかけている。



2階スペースのほとんどが支援物資の古着で埋まったアピオ内部の様子



Don Don up による被災地での古着フリーマーケットの様子



古着を手にした被災者が、支援者へ感謝の意を伝える様子

第6節

犠牲者への対応

1 遺体安置所の確保

平成25年2月28日現在、岩手県警のまとめでは、東日本大震災津波による県内の死者は4,672人、行方不明者1,151人にのぼる。

捜索活動によって発見された遺体は、検視の後、遺体安置所に収容されるが、損傷が著しい遺体は身元の判明までに時間を要するなど、安置場所を確保する必要があった。本来、自治体が対応するはずであった安置業務も、今震災では自治体そのものが被災して行政機能が低下したため、県警は300人以上の職員を被災地に派遣し、安置場所の確保にあたった。

大きな施設は被災して使えなくなったところも多く、一方で被災を免れた学校や体育館のほとんどは避難所となっていた。発災直後、自治体機能がある程度確保されていたところでは、県警と市町村が協議して身近な施設に安置場所を決め、遺体を搬送している。

県は、被災者や遺族の心情を考慮し、避難所と安置場所をできる限り同じ施設内に設けないよう努めたが、犠牲者の数が甚大で小さな施設ではすぐに収容できない状況となり、安置スペースの確保や避難所からのアクセス問題などにも苦慮した。しかし、対象となる物件が見つからず、やむを得ず避難所と遺体安置所を同じ建物内に設置せざるを得ない地域

もあり、避難所と遺体安置所のスペースを確実に分け、容易に安置所には入場できないレイアウトにするなどの配慮がなされた。こうした状況であったことを踏まえ、県と県警は平成24年に入り、今後はあらかじめ遺体安置所とする場所を確保しておくよう全市町村に要請している。

2 収容される遺体と検視

発災当日の遺体収容は少なかったが、2日目以降から増え始め、12日の遺体収容は県内で216体のほり、13日～22日までの10日間で、毎日100体以上の遺体が収容された。収容数が最大となったのは3月15日で、この日だけで621体の遺体が収容されている。また、安否確認などに遺体安置所を訪れる方も日を追って増えるようになり、3月26日には、約6,000人の方が遺体安置所を訪れた。

一方、検視の結果、本県被災者の約90%が溺死で亡くなったことが明らかになった。年齢別には、身元が確認された死者の約67%が60歳以上となっており、多くの高齢者が津波から逃げ遅れ、犠牲となったことが浮き彫りとなった。



遺体安置所のひとつとなった陸前高田市立米崎中学校の体育館



遺体安置所となった体育館の前で開場を待つ住民等

【死者の死因内訳(岩手県)】

溺死：4,197 体 (89.85%)
焼死：60 体 (1.28%)
圧死・損傷死等：230 体 (4.92%)
不詳：184 体 (3.94%)
※平成 24 年警察白書統計資料
(平成 24 年 3 月 11 日現在)

【死者の死因内訳(岩手・宮城・福島 3 県合計)】

溺死：14,308 体 (90.64%)
焼死：145 体 (0.92%)
圧死・損傷死・その他：667 体 (4.23%)
不詳：666 体 (4.22%)
※平成 24 年警察白書統計資料
(平成 24 年 3 月 11 日現在)

検視にあたっては、検視台や資機材も十分ではなく、インフラが途絶し、電気や水道も使えないといった状況下での作業となった。検視にあたった検視官や警察官は、遺体を洗浄するための水や照明の確保にも苦労し、やむをえずプール等から汲み上げたわずかな水で丁寧に遺体の洗浄を行うなど、日没までの限られた時間で、身元特定のための作業を進めた。

遺体安置所に収容された段階では、身元が判明していない遺体もあり、遺体がどの地域で発見され、どこに収容されたのかを区別するために遺体安置所毎に番号を付していった。

遺体安置所では、納体袋やドライアイスなどの物資が不足していたため、県は国に協力を要請し、3月19日、国から約40トンのドライアイスが届けられた。その後は、県外の民間業者から調達し遺体の保存に努めた。

身元が判明して、遺族と連絡が取れた遺体については、遺族に引き渡すことになるが、死者数が多く棺が多数必要となることを見込まれたため、県は、3月14日に国や葬祭業組合等に棺5,500本、納体袋1万5,000袋の調達を要請し、3月16日には800本、3月18日には3,200本の棺が届けられた。調達した棺の中には組立てが必要なものもあり、完成品で納入された棺はすぐに被災地に向けて搬送できたが、3,000本は組立てが必要であったため、保管場所である矢巾町の岩手トラックターミナル倉庫において、建具組合の協力を得て組立てを行ってから、各地の遺体安置所に搬送した。

3月20日の段階で、県内で把握された死者数は約2,600人であったが、搬送できた棺は1,200本程度であり、棺の搬送が追いつかない状態であった。

棺の手配については、県が調達を行った他、被災市町村においても独自に調達を行った。



国から届けられた棺



国から届けられた棺 3200 のうち 3000 が組み立ての必要な棺だった



建具組合に協力を仰ぎ、矢巾町流通センターの岩手トラックターミナルの倉庫で棺の組み立て作業を行っている様子

3 困難をきわめた身元確認

県警は、検視を行い遺体の身元を確認するための身元追跡班を編成し、行方不明者届と照合を行いながら、身元不明の遺体の特徴を抽出していった。

今回の犠牲者の中には、津波やその後の火災により遺体損傷が激しく身元の特特定が難しいケースも多く、親族への引渡しのみが立たない遺体もあった。

遺体の身元確認作業は、発見場所の情報、所持品、身体の特徴、遺族の対面による確認などにより進めていったが、津波による犠牲者は本来の居住地から離れた場所で発見され、着衣や所持品がなく手がかりがない場合も多く、身元確認作業は難航した。

県警は、遺体安置所での身元確認作業に加え、DNA型検査や歯科所見による科学的な手法による身元特定にも取り組んだ。DNA型検査では、家族が行方不明となっている親族から、DNA型検査に必要な資料の提供を受け、さらにより確実な個人特定を行うために、日本赤十字社や岩手県予防医学協会、岩手県対ガン協会、歯科医師などの医療機関の協力を得ながら鑑定が進められた。また、手術痕や

ほくろ、歯の治療痕などの身体特徴やそれ以外の様々な裏付けのデータとDNA型検査の結果を併用するなど、総合的な判断の下、慎重に身元確認作業が行われていった。

平成24年10月には、健康診断の際に採取されていた血液の照合により、新たに5人の身元不明遺体の身元が判明している。また、当人が送ったハガキに貼られた切手、歯ブラシやひげ剃りから採取された資料を基にDNA型検査を行い、身元を特定できたケースもあった。さらに、ロット番号が記された人工関節から身元を特定したケースや、着衣のタグが通信販売会社製品の場合に顧客リストから身元を特定したケースも報告されている。

平成24年12月31日現在、身元が判明していない遺体は70体である。遺体は東北地方の海沿いで発見されることが多いため、DNA型検査による身元確認は、岩手・宮城・福島の被災3県の警察本部が連携して対応している。これらのDNAデータや身体的な特徴、氏名・住所などの被災者情報は、データベース化され、被災3県の県警本部が相互に情報を確認できるよう、システム構築がなされている。



遺体安置所を訪問する住民等への対応窓口

4 埋火葬の対応

県内には32の火葬場があるが、震災による被害は沿岸地域に限らず、内陸地域の火葬場も地震による被害を受けた。県は、3月13日の時点で、北上市の火葬場・しみず斎苑5基のうち3基が破損、一関市の火葬場・釣山斎苑は施設破損のため使用不可という報告を受けている。

沿岸地域の火葬場の処理能力は、一日64体程度であり、電気が復旧したところでは、3月14日頃から火葬が始まったが、被災地の火葬場は震災後の燃料不足により火葬の受入れが制限された。このため、県は専用のタンクローリー車を確保し、火葬場を巡回して燃料を供給する体制を整えた。しかし、そのような対策を行ってもなお、火葬が追いつかない状況であった。

【埋火葬許可の特例措置】

被災市町村において埋火葬許可が困難な状況を受け厚生労働省は、平成23年3月14日付け厚生労働省健康局生活衛生課長通知（「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」の発生を受けた墓地、埋葬等に関する法律に基づく埋火葬許可の特例措置について）により、各都道府県衛生主管部（局）長に対し特例措置を通知した。

この特例措置は、災害救助法の指定を受けた市町村において戸籍確認の実施が困難な場合等通常の手続きでは、埋火葬許可証の迅速な発行が困難な場合に、特例許可証により埋火葬を可能とするものであり、申請者は、正式な火葬許可証の発行を受けることが困難な事情が解消した段階で、特例許可証を添えて市町村長に埋火葬許可証の発行を求める。墓地及び火葬場の管理者は、特例許可証を埋火葬許可証とみなして埋火葬を実施するというものである。3月14日、県は厚生労働省からこの特例措置の通知を受け、特例許可について各市町村に通知した。

【火葬の広域調整】

死者が多数であり、沿岸被災地の火葬場だけでは火葬能力が不足する状態であったため、県は内陸地域の火葬場と調整し使用枠を確保して火葬の広域調整を行った。広域調整には、遺体の搬送車両が必要であったが、一般の運送業者からは協力を得られにくい状況であった中、全国霊柩自動車協会及び岩手県葬祭業協同組合の協力を得て、沿岸被災地の遺体を内陸地域の火葬場へ搬送した。

県の広域調整は平成23年3月18日～4月10日までの間実施し、1日20～40体、計705体の火葬を行った。

また、県内の火葬場だけでは火葬能力が不足する状況であったため、秋田県や青森県にも火葬の受入れを要請し協力を得た。

なお、陸前高田市の身元不明の遺体は、火葬能力が大きい首都圏の火葬場と受入れを調整し、千葉県の協力を得て、千葉市内、佐倉市内の火葬場において、平成23年4月8日～4月29日までの間で延べ7日間、1日30～40体、計207体を搬送し火葬を行った。

被災市町村の中には、一時期、土葬を検討した市町村もあったが、広域調整等により火葬が進んだことにより、すべて火葬を行うこととした。

被災市町村の行政機能
の回復

1 被災した市町村の行政機能

大震災津波によって、陸前高田市と大槌町では、本庁舎が津波に流され全壊し、その他7市町村でも本庁舎や支所等が浸水、破損したほか、多くの職員が犠牲となった。

陸前高田市は、本庁舎のほか附属施設である旧大工左官親交会館、松原倉庫が全壊し、公用車・船舶が流出した。職員293人中、68人が死亡又は行方不明となった。陸前高田市庁舎の1階に設置されていたサーバー室には、住民基本台帳システムや税システム、戸籍システム、財務会計システムなど複数のサーバーがあったが、津波によりすべて水没した。さらにサーバー室内のロッカーに保管していたバックアップデータもサーバーとともに流出し、住民基本台帳システムや税システムなどの情報システムを管理していた職員も犠牲となった。

大槌町は、2階建て本庁舎の2階天井付近まで浸水し、2階に設置されていた住民基本台帳システム、戸籍・税・福祉システムが収められていたサーバー室も水没した。総務課の金庫に保管していたバックアップデータやサーバーにセットしていたバックアップデータもすべて流出した。さらに職員136人中、町長及び課長級職員7人を含む33人が死亡又は行方不明となり、臨時職員等を含めると40人の職員を失った。

両市町では、住民基本台帳や戸籍、税、財務会計、福祉などに係わる基礎的な行政データが流出、汚損し、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」）との回線も切断され、住民の安否確認に必要な情報の把握、転出入者の把握、債権債務者の把握、福祉など住民サービスの提供が困難になるなど、行政機能と住民サービス機能が著しく低下した。

県政策地域部市町村課では、陸前高田市と大槌町の状況が明らかになる中で、県が率先してこれら被災市町村の行政機能の回復を全力でバックアップすることが必要と判断し、支援体制を整えた。

2 行政機能回復に向けた3ステップ

県政策地域部市町村課では、3月17日から総務省より派遣されていたサポートチームの支援を受けながら、陸前高田市と大槌町の行政機能回復に向けて3つのステップを講じた。

- ・ステップ1：仮庁舎の建設
- ・ステップ2：必要な人材の確保
- ・ステップ3：バックアップデータの回復

■仮庁舎の建設

ステップ1として、職員が業務を行う体制を確保するための仮庁舎を設置する必要があり、設置場所、必要な広さと資材、公用車や備品の確保、通信手段などについて、市町職員と調整を行った。

陸前高田市は3月12日に、同市学校給食センターに災害対策本部を置いて初動対応に当たっていたが、事務量の増加に伴い、同19日に同給食センターの南側にユニットハウス1基による仮設庁舎を設置した。同20日にはユニットハウス6基を連結し、事務棟と市民待合室を設けた。さらに5月16日には17基のユニットハウスが結ばれた仮設庁舎となった。

この仮設庁舎では、罹災証明書の発行、埋火葬許可証の交付、死亡届の受理など、被災者に係わる緊急業務に対応した。その間、プレハブによる仮庁舎



被災市町村では、税・財務会計・福祉など、業務に必要な資料が流失、汚損した

の建設にも着手し、5月16日から7月にかけて順次移転を行った。

大槌町は、中央公民館に災害対策本部を設置していたが、国土交通省の協力により、4月25日から旧大槌小学校グラウンドに2階建てユニットハウス7基による仮設庁舎を設け業務に当たった。その後、業務の増加に伴い施設を増設し、平成24年8月6日以降は、旧大槌小学校校舎を改修した仮庁舎において業務を続けている。

■必要な人材の確保

行政機能回復に向けての第2のステップは、業務に必要な人材を他の自治体からの職員派遣により確保することであった。県では、多くの職員が被災した陸前高田市と大槌町への支援を最優先し、3月18日と20日に両市町を訪ね、職員の被災状況やどの分野の業務にどのくらいの人材が必要なのかヒアリングを行った。

また、本格的な職員派遣を開始するまでの対応として、県から担当課長級の職員を陸前高田市に3人（3月22日～5月11日。延べ129人）、大槌町に2人（3月20日～4月30日。延べ96人）派遣した。このほか、陸前高田市には総括課長級の職員1人を5月1日から5月31日まで派遣した。これらの派遣職員は、両市町で幹部職員の多くが被災したこと

や、前例のない事案が多く発生するなどの混乱の中で、市町の意思決定に至るプロセスにおける助言や総務関係事務、県や関係機関との調整など、様々な業務に対応した。

職員派遣については、陸前高田市と大槌町から、3月中に必要な職員派遣の要請があり、県市長会と県町村会を通じて、県内の各市町村に支援要請が行われ、4月1日には各市町村から申出を得ることができた。

また、名古屋市からは3月末に陸前高田市への全面的支援の申出があり、職員派遣についても4月から調整が開始された。

さらに総務省においても全国の市町村から職員派遣を行うスキームを設けた。県では総務省スキームに先行して、3月下旬から調整を行っていたことから、陸前高田市には4月18日に2人、同22日には10人が先行して派遣され、5月12日までに51人が本格派遣され任務をスタートしている。大槌町には、5月1日から18人の職員が派遣された。陸前高田市及び大槌町以外の被災市町村については、4月中に派遣調整を行い、5月9日から順次派遣が開始された。

平成25年2月1日現在における、各市町村への派遣決定者数は以下のとおりである。



旧大槌小学校グラウンドに設置された大槌町仮設庁舎

●被災市町村への派遣者数

(平成25年2月1日現在)

[派遣先]

- 宮古市 30人
- 大船渡市 48人
- 久慈市 1人
- 陸前高田市 65人
- 釜石市 42人
- 大槌町 81人
- 山田町 27人
- 岩泉町 2人
- 田野畑村 9人
- 野田村 14人
- 一関市 2人
- 合計 321人

[派遣元]

- 県内市町村 69人
- 県外市区町村 195人
- 県外都道府県 27人
- 県 30人

なお、職員派遣は基本的に、地方自治法の規定に基づいて行われ、派遣元と派遣先の市町村が派遣に関する協定を結び、派遣職員は両市町村の身分を併せもって業務に携わっている。

被災市町村の業務内容や人材ニーズは、復旧・復興の進捗状況に応じて変化していく。

応急復旧の段階から復興事業に主力が注がれるようになり必要とされるのが、復興計画に基づいてまちづくりを行うための用地取得や実際の工事に係わる技術専門職など即戦力となるマンパワーである。

県は、全国の市町村に向けて専門的な知識、経験、実践力をもった職員の派遣要請を行っているが、こうした人材を求めているのは本県だけではなく、宮城県や福島県でも同様であり、また全国の市町村では行財政改革に伴い職員数は減少傾向にあることから、人材確保には困難が伴っている。

今後は、市町村職員派遣だけではなく任期付職員、公務員OBや民間企業職員などの人材も幅広く活用していく必要がある。



ユニットハウスにより設置された陸前高田市仮設庁舎



現在の陸前高田市仮庁舎



ユニットハウスにより設置された大槌町仮設庁舎

■バックアップデータの回復

被災した市町村の行政機能回復の一環として県が行った第3のステップは、流出したバックアップデータの回復だった。

住基ネットのデータは、法律に基づいて4つの基本情報（氏名・住所・性別・生年月日）が県のサーバーに登録されているが、市町村には原則として提供できないことになっている。陸前高田市や大槌町では、これらのデータが流出してしまったことから、県は、開会中の2月定例会に条例案を提出し、保有データを被災市町村に提供することが可能となるよう条例改正を行った。この結果、3月中に県保有データを陸前高田市と大槌町に提供することができた。

また、陸前高田市では庁舎のサーバー室からデータを収めたハードディスクを回収し、住民基本台帳システムと税システムのデータを復旧した。戸籍情報に関しては、管轄の法務局で保存していた戸籍の副本等に基づきデータが再生された。

大槌町では、町が委託していた事業者から建物内にサーバーが残っているのではないかとの情報があり、回収を試みることとなった。3月25日、町の職員情報班長、県担当者、委託事業者担当者が被災した庁舎内からサーバーを回収して、各ハードウェアメーカーにデータの復旧を依頼した。その結果、財務会計サーバーのデータは復旧できなかったものの、サーバー室に残されていたバックアップテープから、住民基本台帳・税・介護のデータの復旧に成



被災した大槌町役場2階に残された各種システムのサーバー

功した。

必要なデータの復旧と機器の整備と並行して、住基ネットへの接続に向けた準備を進め、大槌町は7月7日に、陸前高田市は8月1日に、それぞれの住基ネットへの接続が回復した。県と市町村が一体的な取組を進めたことにより、被災3県の中で本県が最も早く全市町村の住基ネットへの接続を回復することとなった。

陸前高田市や大槌町をはじめとする被災市町村の行政機能は、職員の懸命な働きで徐々に回復の兆しを見せ始めているが、被災者が現在の仮設住宅から持ち家や復興公営住宅に移り、それぞれの地域が暮らす場、働く場、教育の場となるまでには、中長期的なスパンで支援を継続していく必要がある。



大槌町役場の住民基本台帳システムのサーバー

第3章

災害対策
本部設置・
初動対応

コラム

Column

大槌町で起こったこと

大槌町役場 総務部長 平野公三

東日本大震災津波による被災の状況は、被災地によって千差万別だった。それは大槌町のような小さな域内でも同様で、被害状況を一概に伝えられるようなものではなかった。

様々なところから「情報がなければ何も対応できない」といった問い合わせが入ってきたが、被災地の私たちは連絡したくても連絡できる状況ではなかった。すべての通信手段が失われ、どうやって人と会い、どのように連絡をとりあえばいいかわからないところに集中する一方的な連絡は、私たち職員を翻弄させ、消耗させるだけだった。

有事の際は、通常のマニュアルは役に立たない。たとえ有事を想定した計画を立てていても、実際に事が起これば、そのとおりにいくとは限らない。庁舎の設備すべてが損壊し、仲間や部下が目の前で流され、町役場のトップが亡くなった。生き残った職員の多くが、家族や知人を失い家財を失った。まさに戦場のような状況下で、イレギュラーな問題を一つひとつ解決していくしかなかったのである。

なぜ自分ではなく、20代30代の若い職員が犠牲となったのか。生き残ってしまったという後ろめたさがぬぐいきれず、当時のことをいまだに冷静に振り返ることはできないが、その時は公務員としてできる限りのことをまっとうしようという思いだけで動いていたように思う。

支援する側への要望をあげるとすれば、今回のような災害初動期では、被災市町村からの要請の有無に拘わらず、現場で起こり得ることや必要なことを想定して、ことを推し進めて欲しかったということである。自らも被災者である職員に、冷静に状況を見極めよと言われてもそれは難しい。だからこそ、第三者的な立場で冷静に状況を判断し進めていく視線と立場が求められるのである。そのためにはやはり、現地に入って現実を見ることが大前提で、必要な情報もそこで得られていくものではないか。

今回それを実践したのが遠野市だった。水、毛布、米、食料、防寒具、燃料といった様々な支援物資が、こちらの要請を待つことなく、発災直後から3月末まで毎日続々と届けられた。積極的に被災地に赴いてくれる姿勢とその思いが、どんなに私たちを勇気づけてくれ

たことか。

私は一介の職員であり、遠野市長の本田敏秋氏と直接お会いする機会もなかったが、今回の対応や職員の働きから、市長がそれ相応の覚悟で後方支援にあたってきたこと、そのための準備を長い時間をかけて構築してきたことがうかがえた。この度の遠野市による後方支援活動は、防災に対する意識と日頃からの訓練が、被災地で有効に実践された極めて大きい功績と言える。

沿岸広域振興局の職員による支援も心強かった。大槌町役場の窓口となったのは沿岸広域振興局だったが、こちらからの情報や報告事項はすべて、振興局を通して県サイドに伝えてもらった。振興局の職員は、私たちのいる現場に日々何度も来援し、現状を把握した上で、県の災害対策本部に必要な対策案を報告してくれた。広域振興局との連携があったからこそ、私たち職員もなんとかふんばり続けられたと思っている。

これまで経験したことのない事案にも多々直面した。御遺体収容もその一つである。対象となる御遺体には、親戚や近所の知人なども多く含まれており、私たち職員にとっても大変につらい仕事だった。「なぜこのような仕事をしなければならないのか」といった声も内部からあがった。ことにあたって誰もがそうした思いをもったであろう。

だが、私たち大槌町をはじめとする沿岸地域の自治体が、もっと早くから防災に係わる過去の教訓を深く学び、危機管理意識を育てていれば、そうした声があがることもなかったかもしれない。津波や地震に限らず、有事の際には、様々な事案が発生し、マニュアルにはない対応が求められるのは当然ということ私達は忘れていた。

被災後の4月以降、県内外から大勢の応援職員が役場に入り、現場の業務を支えてくれたことには感謝している。滞在期間中、それぞれが考えるところはあったのではないかと思う。そうした記憶や思いを大事にしながら、これからの防災計画に活かすこと、震災の記録を言葉として残すことが、これから私たちのやるべき大事な責任と考えている。